８川監公第９号
令和８年１１月２５日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和８年９月２９日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４２条第５項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員　　川　鍋　雅　裕
同　　川　上　善　行

（別紙）

８川監第６６４号
令和８年１１月２５日

かわさき市民オンブズマン
代表幹事　渡辺　登代美　様
同　　星野　文紀　　様

川崎市監査委員　　川　鍋　雅　裕
同　　川　上　善　行

川崎市職員措置請求について（通知）

令和８年９月２９日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４２条第５項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第１　監査委員の除斥

本件措置請求において、雨笠裕治監査委員及び浜田昌利監査委員については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１９９条の２の規定により除斥とした。

第２　請求の受付

１　請求の内容

本件措置請求は、別紙１（事実証明書は添付省略）のとおり、市が石田康博議員（以下「石田議員」という。）、大島明議員（以下「大島議員」という。）、各務雅彦議員（以下「各務議員」という。）、末永直議員（以下「末永議員」という。）、野田雅之議員（以下「野田議員」という。）、橋本勝議員（以下「橋本議員」という。）、原典之議員（以下「原議員」という。）、本間賢次郎議員（以下「本間議員」という。）、松原成文議員（以下「松原議員」という。）、矢沢孝雄議員（以下「矢沢議員」という。）、岩田英高議員（以下「岩田議員」という。）、仁平克枝議員（以下「仁平議員」という。）、三浦恵美議員（以下「三浦議員」という。）、三宅隆介議員（以下「三宅議員」という。）及び飯田満議員（以下「飯田議員」という。）に対する違法な支出に充てられた政務活動費の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行使するよう川崎市長に対し勧告することを求めている。

２　請求の受理

本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和８年９月２９日付けでこれを受理し、監査対象局を議会局とした。

第３　監査の実施

１　請求人の陳述

監査の実施に当たり、法第２４２条第７項の規定に基づき、令和８年１０月２７日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人の陳述の際、同条第８項の規定に基づき、議会局の職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙２のとおりである。

２　関係職員の陳述

法第２４２条第８項の規定に基づき、令和８年１０月２７日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に係る考え方」（添付省略）の提出が

あった。関係職員の陳述の際、同項の規定に基づき、請求人の立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙３のとおりである。

３　関係人調査

法第１９９条第８項の規定に基づく関係人調査等は、矢沢議員及び三宅議員から令和８年１０月２７日付け、石田議員、各務議員、末永議員、橋本議員、松原議員、岩田議員、仁平議員及び三浦議員から同年１１月２日付け、大島議員、野田議員、原議員、本間議員及び飯田議員から同月４日付けで「意見書」の提出があり、当該書面により、本件措置請求に係る事実関係を確認した。

４　監査対象事項

本件政務活動費の支出に関して、市長に違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるかを監査対象とした。

第４　監査の結果

１　前提事実の確認等

関係各資料の調査の結果、本件に関する前提事実は以下のとおりである。

⑴　政務活動費について

ア　概要

政務活動費は、法第１００条第１４項から第１６項までの規定を根拠とするもので、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成１３年川崎市条例第１１号。以下「条例」という。）及び川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則（平成１３年川崎市規則第１６号。以下「規則」という。）に基づき、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される。市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、川崎市議会が作成した「政務活動費の運用指針（以下「指針」という。）」によると、その使途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

また、政務活動費の運用の基本的指針として、次の４点が挙げられている。

⑺　政務活動について

普通地方公共団体の議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定、重要な契約の締結並びに財産の取得及び処分等について議決権を有する。

さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている。

こうした中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題、さらには諸外国の動向等に対する広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付するものである。

(ｲ) 実費弁償の原則

政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則とする。

(ｳ) 按分による支出

会派及び議員による、「調査研究その他の活動」（政務活動）と、それ以外の「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」などが渾然一体となって行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかで無い場合は、全額を政務活動費によって支出することは不適当であり、他の活動の実績に応じて按分し支出する按分の考え方を導入すべきものと考える。

(ｴ) 執行にあたっての原則

政務活動費の使途については、指針によるほか、会派又は交付対象議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び交付対象議員の責任において適正な執行に努めることとする。

政務活動費が公金であることから、使途内容についての透明性確保が求められているため、会派又は交付対象議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等に努めることとする。

イ　政務活動費の交付対象と充てることができる経費

政務活動費の交付対象は、条例第３条では、会派及び当該会派の議員で、議員１人当たりにおいて①会派に対して月額４５０，０００円又は②会派・議員に対して、会派に月額５０，０００円、議員に月額４００，０００円のいずれかの選択制として、所属議員数を乗じて得た額を会派に交付するとしている。

政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例第１０条別表に、次のとおり規定されている。

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1　調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等

2　研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3　広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等
4　要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5　会議費	会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6　資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7　人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8　事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9　事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

ウ　交付等の事務手続の流れ

(ｱ) 交付申請手続（条例第５条第１項）

政務活動費の交付を受けようとするときは、会派の代表者及び交付対象議員は、年度当初に議長を経由して市長に申請する。

(ｲ) 交付決定（条例第５条第２項）

市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、議長を経由して会派の代表者又は交付対象議員に通知する。

(ｳ) 支出請求（規則第３条、第８条）

会派の代表者及び交付対象議員は、毎月政務活動費の請求を行う。政務活動費は毎月１０日に交付される。

(ｴ) 政務活動費の活用、整理・調製（条例第９条、指針）

政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者１人を置かなければならない。また、交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。政務活動費を活用する際には、支出伝票の作成、領収書等の整理（支出伝票に貼付等）、会計帳簿の記帳等を行う。また、四半期ごとに支出伝票、領収書等、会計帳簿等の整理・調製を行う。

(ｵ) 収支報告書等の提出（条例第１１条、指針）

会派の代表者及び交付対象議員は、交付翌年度の４月３０日までに、交付に係る収入及び支出について議長に報告する。この場合、収支報告書のほか、支出伝票一覧表（写し）、支出伝票（写し）、領収書等（写し）、政務活動記録票（写し）等を提出する。議長はこれらの提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出する。

(ｶ) 剰余金の返還（条例第１２条、規則第１１条）

交付された政務活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行う。

(ｷ) 議会局による点検・確認作業、閲覧準備等（指針）

議会局は、会派の代表者及び交付対象議員から提出された収支報告書等を閲覧に供するに当たり、記載・押印漏れ、添付書類の不備、費用弁償との重複、按分率等の説明漏れ及び合計額等の確認などの形式的要件の確認を行うとともに、個人情報のマスキングを行う。

(ｸ) 収支報告書等の閲覧（条例第１５条、規則第１４条）

議長は、交付翌年度の６月３０日から収支報告書等を一般の閲覧に供する。

(ｹ) 関係帳簿の保管（規則第９条、指針）

会派の経理責任者及び交付対象議員は、収支報告書、支出伝票一覧表、支出伝票、領収書等、会計帳簿関係書類、事務所台帳等を収支報告書提出日の属する年度の翌年度の４月１日から起算して５年間保管する。

(2) 本件各議員による支出について

請求人が対象としている令和７年度の政務活動費の支出は、次のとおりである。

ア　石田議員による支出について

広報・広聴費として、株式会社タウンニュース社（以下「A社」という。）に対し、令和７年５月２２日付け、同年６月３０日付け、同年７月２５日付け、同年８月２３日付け、同年１０月４日付け、同年１１月１１日付け、同年１２月１３日付け、令和８年１月２日付け、同年２月５日付け、同年３月６日付け及び同月３０日付けで小計３，２９７，１４０円並びにヤマナカプリントに対し、同年２月２８日付け及び同年３月１２日付けで小計５７７，２７５円の合計３，８７４，４１５円を支出した（以下「本件支出①」という。）。

イ　大島議員による支出について

広報・広聴費として、株式会社北斗（以下「B社」という。）に対し、令和７年５月２６日付け、同年８月２９日付け、同年１２月１５日付け及び令和８年２月２７日付けで合計３，２７８，０００円を支出した（以下「本件支出②」という。）。

ウ　各務議員による支出について

広報・広聴費として、A社に対し、令和７年７月２９日付け及び令和８年３月２４日付けで合計６９８，０６０円（振込手数料１，１００円を含む。）、株式会社ツーネットに対し、同月９日付けで４２６，９１０円（振込手数料５５０円を含む。）、ｅｔｏｈａｎｅ大野菜津子に対し、同月２４日付けで１００，５５０円（振込手数料５５０円を含む。）並びに株式会社ジーエムピーに対し、同日付けで３７３，２２６円（振込手数料５５０円を含む。）の合計１，５９８，７４６円を支出した（以下「本件支出③」という。）。

エ　末永議員による支出について

広報・広聴費として、A社に対し、令和７年４月２２日付け、同年７月１日付け、同月１８日付け、同年８月１９日付け、令和８年１月２１日付け及び同年２月２４日付けで小計１，５８８，０７０円（振込手数料３，３００円を含む。）、川崎防衛協会（以下「C協会」という。）に対し、令和７年５月２４日付けで７，０００円、一般社団法人川崎中原工場協会（以下「D協会」という。）に対し、同月２８日付けで８，０００円、川崎北間税会（以下「E会」という。）に対し、同月２９日付けで６，０００円、中原区商店街連合会（以下「F連合会」という。）に対し、同年６月４日付けで５，０００円、株式会社ミッドウィン（以下「G社」という。）に対し、同月２５日付け、同年１１月１２日付け、同年１２月３１日付け及び令和８年３月２４日付けで小計５９４，４４０円（振込手数料４４０円を含む。）、株式会社プリントパック（以下「H社」という。）に対し、令和７年９月１０日付け、同年１２月１日付け及び令和８年２月１３日付けで小計１８８，５１５円並びに株式会社アルファメディアに対し、令和７年９月１８日付け、同年１２月４日付け及び令和８年２月１３日付けで小計１６６，６５０円（振込手数

料１，６５０円を含む。）の合計２，５６３，６７５円を支出した（以下「本件支出④」という。）。

オ　野田議員による支出について

広報・広聴費として、株式会社こころざし（以下「Ｉ社」という。）に対し、令和７年６月１８日付け、同年９月３日付け及び令和８年３月２４日付けで小計１，０３７，８１１円、合同会社ＩＴ政策調査研究所に対し、令和７年７月３１日付け、同年９月３０日付け及び令和８年３月２６日付けで小計１，７９４，６５０円並びに株式会社オーバルネットワークに対し、令和７年８月２５日付け、同年１２月２５日付け及び令和８年３月２６日付けで小計１７６，７４０円の合計３，００９，２０１円を支出した（以下「本件支出⑤」という。）。

カ　橋本議員による支出について

広報・広聴費として、多摩区子連稲田支部稲田部会（以下「Ｊ部会」という。）に対し、令和７年４月９日付けで４，０００円、株式会社シースリーに対し、同月２８日付け、同年９月４日付け、同年１２月３日付け及び令和８年３月４日付けで小計１，２４６，８５０円（振込手数料２，２００円を含む。）、日本郵便株式会社（以下「K社」という。）に対し、令和７年５月９日付け、同年８月２６日付け、同年１２月２日付け及び令和８年３月１１日付けで小計１，５４７，１５４円、川崎市多摩区食品衛生協会（以下「Ｌ協会」という。）に対し、令和７年５月２８日付けで１０，０００円、株式会社ニッケン石橋に対し、同年６月１０日付け、同年７月１０日付け、同年１０月１５日付け及び令和８年２月１９日付けで小計５４１，２００円、多摩区医師会事務局（以下「M事務局」という。）に対し、令和７年６月１７日付けで５，０００円並びに川崎市造園建設業協同組合（以下「N組合」という。）に対し、同年８月２９日付けで８，０００円の合計３，３６２，２０４円を支出した（以下「本件支出⑥」という。）。

キ　原議員による支出について

広報・広聴費として、サライ通り商店会（以下「O会」という。）に対し、令和７年４月１７日付けで５，０００円、小杉町一丁目町会（以下「Ｐ会」という。）に対し、同月１９日付けで５，０００円、市ノ坪仲町会（以下「Q会」という。）に対し、同月２０日付けで５，０００円、A社に対し、同月３０日付け、同年６月３０日付け、同年７月３０日付け、同年９月２９日付け、同年１２月２６日付け、令和８年１月３０日付け及び同年３月３０日付けで小計１，８７７，７００円、中原区選出議員団会議事務局（以下「Ｒ事務局」という。）に対し、令和７年５月１９日付けで１，０００円、川崎ホテル旅館組合（以下「Ｓ組合」という。）に対し、同月２７日付けで１０，０００円、D協会に対し、同月２８日付けで８，０００円、ｖｅｒｏに対し、同年６月２７日付け、同年１１月２８日付け、同年

１２月２４日付け及び令和８年３月９日付けで小計９３，０７５円（振込手数料１，４０６円を含む。）、株式会社川崎三省堂に対し、令和７年１２月２５日付けで１３２，０００円、K社に対し、同月２６日付けで５１６，８８０円並びに川崎ドッジボール連盟（以下「T連盟」という。）に対し、令和８年２月１５日付けで５，０００円の合計２，６５８，６５５円を支出した（以下「本件支出⑦」という。）。

ク　本間議員による支出について

広報・広聴費として、川崎砂子会協同組合（以下「U組合」という。）に対し、令和７年５月２９日付けで６，０００円、川崎今昔会（以下「V会」という。）に対し、同月３０日付けで３，１１０円（振込手数料１１０円を含む。）、A社に対し、同年６月１０日付け、同年８月１５日付け、同年１２月８日付け、令和８年２月１７日付け及び同年３月３０日付けで小計１，４６０，２５０円、川崎沖縄県人会（以下「W会」という。）に対し、令和７年６月１５日付けで２，０００円、川崎区文化協会（以下「X協会」という。）に対し、同日付けで３，０００円、株式会社エフエスアイに対し、同年１２月１３日付けで２２２，２７７円、K社に対し、同月１９日付け、令和８年３月９日付け、同月１６日付け、同月２３日付け及び同月３０日付けで小計４２２，１７３円、特定非営利活動法人エミフルに対し、同年１月６日付け及び同年３月１５日付けで小計２７３，４６０円（振込手数料２２０円を含む。）、株式会社ＩＳＳスタイルに対し、同月２０日付けで２８６，０００円並びに光和アドバンス株式会社に対し、同月３０日付けで４６，３１０円（振込手数料１１０円を含む。）の合計２，７２４，５８０円を支出した（以下「本件支出⑧」という。）。

ケ　松原議員による支出について

広報・広聴費として、Ｐｕ’ｕｗａｉ川那子心に対し、令和７年４月２８日付け、同年５月２６日付け、同年６月２６日付け、同年７月３０日付け、同年８月３０日付け、同年９月３０日付け、同年１０月３０日付け、同年１１月３０日付け、同年１２月３０日付け、令和８年１月３０日付け、同年２月２４日付け及び同年３月３０日付けで小計３９６，０００円並びにA社の地域情報紙中原区版への市政報告の掲載料として、令和７年５月３１日付け、同年７月２８日付け、同年９月１０日付け、同年１０月３１日付け、同年１２月１１日付け、令和８年３月１８日付け及び同月３０日付けで小計２，８７１，２２４円の合計３，２６７，２２４円を支出した（以下「本件支出⑨」という。）。

コ　矢沢議員による支出について

広報・広聴費として、宮前区役所企画課長玉井玲子（以下「Y氏」という。）に対し、令和７年５月２７日付けで４，０００円、A社に対し、同年７月８日付け、

同年１１月２８日付け、令和８年1月１６日付け及び同年３月１７日付けで小計１，１００，０００円、Ｉ社に対し、令和７年１０月２８日付け及び令和８年３月３１日付けで小計７３１，４０１円並びに株式会社エムズに対し、同日付けで７５，４６０円の合計１，９１０，８６１円を支出した（以下「本件支出⑩」という。）。

サ　岩田議員による支出について

広報・広聴費として、Ａ社に対し、令和７年４月１８日付け、同年５月９日付け、同年７月１１日付け、同年８月１５日付け、同年９月２０日付け、同年１０月１７日付け、同年１１月１４日付け、同年１２月１９日付け、令和８年1月２３日付け、同年２月２７日付け及び同年３月２０日付けで小計２，４５２，２３０円、Ｈ社に対し、令和７年４月２８日付け、同年５月２６日付け、同年８月２７日付け、同年１１月２７日付け及び同年１２月２９日付けで小計６０５，６９５円、株式会社矢向朝日に対し、同年１２月３日付けで１２６，９４０円（振込手数料２２０円を含む。）並びにＧ社に対し、同月５日付けで５０５，４５２円（振込手数料２２０円を含む。）の合計３，６９０，３１７円を支出した（以下「本件支出⑪」という。）。

シ　仁平議員による支出について

広報・広聴費として、Ａ社に対し、令和７年６月２７日付け、同年１２月１日付け及び令和８年1月７日付けで小計８６７，９００円、株式会社インフォガレージに対し、令和７年７月２３日付け、同年１１月７日付け、令和８年1月９日付け、同年３月１２日付け及び同月３０日付けで小計１，５６３，３７５円、Ｇ社に対し、令和７年９月２日付け、同年１２月４日付け、令和８年３月２日付け及び同月２６日付けで小計１，４６６，０１２円（振込手数料６１６円を含む。）並びに合同会社ＣｉｖｉｃＲｅａｃｈに対し、同月３０日付けで４０９，３５４円（振込手数料１５４円を含む。）の合計４，３０６，６４１円を支出した（以下「本件支出⑫」という。）。

ス　三浦議員による支出について

広報・広聴費として、Ａ社に対し、令和８年1月１９日付け及び同年３月２６日付けで小計５２３，８２０円並びに株式会社イーシンコミュニケーションズに対し、同日付けで小計１，５０９，４６０円の合計２，０３３，２８０円を支出した（以下「本件支出⑬」という。）。

セ　三宅議員による支出について

広報・広聴費として、株式会社ヴィアックスに対し、令和７年１１月６日付け及び令和８年３月２４日付けで合計５，０５１，１６５円（振込手数料１，９８０円を含む。）を支出した（以下「本件支出⑭」という。）。

ソ　飯田議員による支出について

広報・広聴費として、株式会社プルスウルトラに対し、令和７年４月２４日付け及び同年８月２２日付けで小計４１２，１７０円（振込手数料１，６５０円を含む。）、ホームページ維持管理費として、令和７年５月２２日付け、同年６月２４日付け、同年７月２４日付け、同年９月２６日付け、同年１０月２４日付け、同年１１月２１日付け、同年１２月２９日付け、令和８年１月２２日付け、同年３月５日付け及び同月１６日付けで小計６８３，１００円、議会報告デザイン制作費として、令和７年５月２８日付け、同年６月２５日付け、同年７月２８日付け、同年８月２２日付け、同年１０月６日付け、同月２４日付け、同年１１月２１日付け、同年１２月２９日付け、令和８年１月３１日付け、同年３月５日付け及び同月２８日付けで小計３，０３１，０５０円、ホームページドメイン・サーバー契約更新費として、令和７年８月２２日付けで５８，６３０円並びにホームページ動画アップロード費として、同年１１月２２日付け及び令和８年３月３１日付けで小計２６４，０００円の合計４，４４８，９５０円を支出した（以下「本件支出⑮」という。）。

２　監査委員の判断

(1) 政務活動費の性格について

法第１００条第１４項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」とし、条例第２条では、「会派（所属議員が１人である場合を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない」としている。

政務調査費に関しては、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁第三小法廷平成２２年３月２３日判決）とされ、その執行について「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁第一小法廷平成２１年１２月１７日判決）とされている。

これらの判例の趣旨を踏まえると、政務調査費の後身である政務活動費は、関係法令を遵守するとともに、政務活動費をどのように使用するかは、会派及び議員の自主性が尊重されなければならない一方で、政務活動費が市の公金であることから、使途内容について透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

(2) 石田議員、各務議員、野田議員、松原議員、岩田議員、仁平議員、三浦議員、三宅議員及び飯田議員による支出の違法性について

請求人は、Ａ社の地域情報紙に掲載された石田議員、各務議員、松原議員、岩田

議員、仁平議員及び三浦議員の市政レポート、石田議員、各務議員、野田議員、岩田議員、仁平議員、三浦議員、三宅議員及び飯田議員が作成した市政レポート並びに松原議員及び飯田議員のホームページ（以下「石田議員らによる市政レポート等」という。）において、当該議員らの顔写真、経歴、プロフィール、事務所連絡先等（以下「顔写真等」という。）がそれぞれ掲載されているところ、これらは、いずれも市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等も有するものであって、これらの市政レポートの作成、掲載及び配布並びにホームページの維持管理に係る支出は、調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有するもので、指針に適合する部分とそうでない部分が混在する一体的支出であるといえるから、按分により支出することが相当であり、２分の１を超える支出は指針に沿わない違法なものである旨を主張している。

以下、本件支出①、本件支出③、本件支出⑤、本件支出⑨及び本件支出⑪ないし本件支出⑮が違法又は不当といえるかについて検討する。

ア　調査結果

関係人の提出資料及び調査によって判明した事実は下記のとおりである。

(ｱ) 石田議員による支出

本件支出①の対象となる市政レポートは、Ａ社の地域情報紙宮前区版の令和７年４月１８日号、同年５月１６日号、同年６月２０日号、同年７月１８日号、同年８月１５日号、同年９月１９日号、同年１０月１７日号、同年１１月２１日号、同年１２月１９日号、令和８年１月１日号、同月１６日号、同年２月２０日号及び同年３月２０日号に掲載され、また、「宮前ガバナンス」の同年２月号及び同年３月号が作成されている。

請求人は、当該市政レポートに顔写真等が掲載されていると主張し、関係職員及び関係人もそれを否定していないものの、今回の監査において、請求人、関係職員及び関係人から提出された資料及び意見書からその事実を確認することはできない。もっとも、当該市政レポートのうち、Ａ社のホームページで確認できる地域情報紙宮前区版の令和７年６月２０日号、同年１０月１７日号、令和８年１月１６日号、同年２月２０日号及び同年３月２０日号では、紙面とはレイアウト等が異なる可能性があるものの石田議員の川崎市議会における質問などに係る内容と表題、そして顔写真等がそれぞれ掲載されている。

一方で、当該市政レポートのうち、Ａ社のホームページで確認できる地域情報紙宮前区版の令和７年１１月２１日号、同年１２月１９日号及び令和８年１月１日号では、紙面とはレイアウト等が異なる可能性があるものの請求人が主

張する石田議員の顔写真等は掲載されていない。

支出伝票によると、本件支出①については、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

(ｲ) 各務議員による支出

本件支出③の対象となる市政レポートは、Ａ社の地域情報紙多摩区・麻生区版の令和７年７月１８日号及び令和８年３月２０日号に掲載され、また、「市政レポートｖｏｌ．７」が作成されている。

請求人は、当該市政レポートに顔写真等が掲載されていると主張し、関係職員及び関係人もそれを否定していないものの、今回の監査において、請求人、関係職員及び関係人から提出された資料及び意見書からその事実を確認することはできない。もっとも、当該市政レポートのうち、Ａ社のホームページで確認できる地域情報紙多摩区・麻生区版の令和７年７月１８日号及び令和８年３月２０日号では、紙面とはレイアウト等が異なる可能性があるものの各務議員の川崎市議会における質問などに係る内容と表題、そして顔写真等がそれぞれ掲載されている。

支出伝票によると、本件支出③については、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

(ｳ) 野田議員による支出

本件支出⑤の対象となる市政レポートとして、「川崎市政ＮＥＷＳ」の令和７年６月発行号、同年８月発行号及び令和８年３月発行号が作成されている。

当該市政レポートでは、野田議員の川崎市議会における質問などに係る内容と表題、そして顔写真等がそれぞれ掲載されている。

支出伝票によると、本件支出⑤については、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

(ｴ) 松原議員による支出

本件支出⑨の対象となる市政レポート等は、Ａ社の地域情報紙中原区版の令和７年３月２８日号、同年４月２５日号、同年６月２７日号、同年７月２５日号、同年８月２９日号、同年９月２６日号、令和８年１月１日号、同月３０日号、同年２月２７日号及び同年３月２７日号に掲載され、また、松原議員のホームページが公開されている。

当該市政レポート等では、等々力緑地再編整備等の市政及び川崎市議会の審議事項に関する報告などに係る内容と表題、そして松原議員の顔写真等がそれぞれ掲載されている。

支出伝票一覧表及び支出伝票によると、本件支出⑨については、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

(ｵ) 岩田議員による支出

本件支出⑪の対象となる市政レポートは、Ａ社の地域情報紙高津区版の令和７年４月１８日号、同年５月９日号、同年７月１１日号、同年８月１５日号、同年９月１９日号、同年１０月１７日号、同年１１月１４日号、同年１２月１９日号、令和８年１月２３日号、同年２月２７日号及び同年３月２０日号に掲載され、また、「市政報告第７号」、「市政報告第８号」及び市政報告会のお知らせが作成されている。

当該市政レポート（市政報告会のお知らせを除く。）では、岩田議員の川崎市議会における質問などに係る内容と表題、そして顔写真等がそれぞれ掲載されている。

一方で、市政報告会のお知らせには、市政報告会の開催日時等のほか、岩田議員の顔写真及び事務所連絡先等が掲載されているものの請求人が主張する岩田議員の経歴及びプロフィールは掲載されていない。

支出伝票によると、本件支出⑪については、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

(ｶ) 仁平議員による支出

本件支出⑫の対象となる市政レポートは、Ａ社の地域情報紙川崎区・幸区版の令和７年６月１３日号、同年１１月１４日号及び令和８年１月１日号に掲載され、また、「ＮＩＨＥＩＮＥＷＳ　ｖｏｌ．９」ないし「ＮＩＨＥＩＮＥＷＳ　ｖｏｌ．１２」及び広聴用チラシが作成されている。

当該市政レポート（広聴用チラシを除く。）では、仁平議員の川崎市議会における質問などに係る内容と表題、そして顔写真等がそれぞれ掲載されており、広聴用チラシには、市政に関する意見の募集に係る内容、そして顔写真等が掲載されている。

支出伝票によると、本件支出⑫については、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

(ｷ) 三浦議員による支出

本件支出⑬の対象となる市政レポートは、Ａ社の地域情報紙中原区版の令和８年１月１日号及び同年３月２０日号に掲載され、また、「市政レポートｖｏｌ．９」及び「市政レポートｖｏｌ．１０」が作成されている。

請求人は、当該市政レポートに顔写真等が掲載されていると主張し、関係職員及び関係人もそれを否定していないものの、今回の監査において、請求人、関係職員及び関係人から提出された資料及び意見書からその事実を確認することはできない。もっとも、当該市政レポートのうち、Ａ社のホームページで確認できる地域情報紙中原区版の令和８年１月１日号及び同年３月２０日号では、

紙面とはレイアウト等が異なる可能性があるものの三浦議員の川崎市議会における質問などに係る内容と表題、そして顔写真等がそれぞれ掲載されている。

支出伝票によると、本件支出⑬については、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

(ｸ) 三宅議員による支出

本件支出⑭の対象となる市政レポートは、「Ｒｙｕｓｕｋｅ’ｓＲＥＰＯＲＴ ｖｏｌ．９０」ないし「Ｒｙｕｓｕｋｅ’ｓＲＥＰＯＲＴ ｖｏｌ．９３」が作成されている。

当該市政レポートでは、三宅議員の川崎市議会における質問などに係る内容と表題、そして顔写真等がそれぞれ掲載されている。

支出伝票によると、本件支出⑭については、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

(ｹ) 飯田議員による支出

本件支出⑮の対象となる市政レポート等は、「議会報告　２０２５年ｖｏｌ．２」ないし「議会報告　２０２５年ｖｏｌ．１０」及び「議会報告　２０２６年ｖｏｌ．１」ないし「議会報告　２０２６年ｖｏｌ．３」が作成され、また、飯田議員のホームページが公開されている。

当該市政レポート等のうち、「議会報告　２０２５年ｖｏｌ．７」ないし「議会報告　２０２５年ｖｏｌ．１０」、「議会報告　２０２６年ｖｏｌ．１」及び「議会報告　２０２６年ｖｏｌ．２」では、飯田議員の川崎市議会における質問などに係る内容と表題、そして顔写真、経歴及びプロフィールがそれぞれ掲載されているが、請求人が主張する飯田議員の事務所連絡先等は掲載されていない。また、飯田議員のホームページには、飯田議員の川崎市議会における発言動画及び市政に関する資料へのリンク並びに市政報告等、そして顔写真等が掲載されている。

支出伝票一覧表、支出伝票及び飯田議員によると、本件支出⑮については、ホームページ維持管理に係る経費の按分割合を１０分の８としているほかは、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

イ　判断

請求人は、市政レポート等における顔写真等について、いずれも市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等も有するものである旨を主張する。

しかし、会派の広報紙及び議員個人の広報紙については政務活動に明らかに関連しないものを除き、また、議員個人のホームページの作成・管理については政

務活動以外のものを除き政務活動費として支出が可能とするのが、指針の考え方であることからすると、仮に議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等が認められる場合があるとしても、顔写真等も含めて政務活動費として支出を認めることが直ちに不当ということはできない。

そして、議会においては、市民の意思を適正に反映することが必要不可欠であり、そのためには市民の意思を収集、把握することが議員の調査研究の一つとして重要であるところ、議員の議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提としての意義を有することから、政務活動費の使途基準として広報・広聴費が認められている。

このような広報・広聴費の趣旨を踏まえると、当該文書等の内容が専ら議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせるとの内容であると認められる場合、顔写真等が掲げられていたとしても、それは、当該文書等の文責を明らかにし、作成した文書の内容等について意見等がある者に対し、その受付先を明示する機能を有するものといえるから、当該文書等の内容を変質させるものではなく、社会通念に照らし相当の範囲である限り広報・広聴の目的を逸脱するものとはいえないと解すべきである。

そこで検討するに、石田議員らによる市政レポート等では、各議員の川崎市議会における質問などに係る内容がそれぞれ記載され、専ら当該議員らの議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせる内容となっている。Ａ社の地域情報紙各号の紙面では、市政レポートだけではなく他の地域情報に係る複数の記事が掲載されていることも踏まえれば、市政レポートが各議員の文責によるものであること等を明らかにする必要があるといえる。

この点、石田議員らによる市政レポート等における各議員の写真及びプロフィールの掲載は、広報活動を市民の目に届かせるという効果をあげるための工夫であるとともに、文責を明らかにするものとして評価できるものである。また、各議員の事務所の連絡先の電話番号の表示等についても、石田議員らによる市政レポート等の内容について意見等がある者に対し、その連絡先を示すものといえる。

そうすると、これらの顔写真等の掲載は、確認できる範囲において、石田議員らによる市政レポート等の紙面の多くを占める各議員の議会活動及び市政に関する政策等の情報の内容を変質させるものではなく、これらの情報の発信者を特定・紹介するものとして、社会通念に照らし相当の範囲であると認められ、広報・広聴の目的を逸脱するものとはいえない。

なお、請求人は、他都市の政務活動費に関する裁判例を示して、顔写真等を掲

載した石田議員らによる市政レポートの作成、掲載及び配布並びにホームページの維持管理に関する広報・広聴費としての政務活動費の支出は、調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有するもので、指針に適合する部分とそうでない部分が混在する一体的支出であるといえるから、按分により支出することが相当である旨を主張する。しかし、請求人が引用する仙台高裁令和４年１２月２１日判決の判決文の中でも、他の自治体の事情が同一とはいい難いと指摘されているように、他都市の政務活動費に関する裁判における判断は、必ずしも本市の政務活動費において妥当するものではない。例えば、仙台市の政務活動費取扱い手引書によると、広報紙やホームページに係る経費は、その内容に政務活動以外の活動等に関する記述等がある場合は経費を按分することを基本にしており、会派の広報紙及び議員個人の広報紙について政務活動に明らかに関連しないものを除いて政務活動費として支出が可能とする指針に基づいた本件支出とは前提を異にするものである。

その他、顔写真等を掲載した石田議員らによる市政レポートの作成、掲載及び配布並びにホームページの維持管理に関する広報・広聴費の支出について、違法又は不当と認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件支出①、本件支出③、本件支出⑤、本件支出⑨及び本件支出⑪ないし本件支出⑮が違法であるとの請求人の上記主張は理由がない。

(3) 大島議員による支出の違法性について

請求人は、大島議員がＢ社を選定した理由はＢ社が印刷や広告の知識、経験が豊富であること、デザインやレイアウトの技術・能力が高く評価され、大手広告会社の下請けを任されるなどの実績を有していること等が理由であるが、Ｂ社が印刷や広告の知識、経験が豊富であること等を裏付ける根拠は何ら示されていないこと、大島議員とＢ社との間の発注書及び契約書並びに大島議員による市政レポートに関するＢ社と下請け業者との発注書、見積書、請求書、領収書等の資料が公開されていないことから、大島議員のＢ社に対する市政レポート作成に関する各支出は、委託内容を明確にした上で、契約を締結していないのであり、よって、当該支出は政務活動費の使途基準等に適合せず違法である旨を主張している。

以下、本件支出②が違法又は不当といえるかについて検討する。

ア　調査結果

関係人の提出資料によって判明した事実は以下のとおりである。

本件支出②に係る契約金額は、原稿制作費としてレイアウト・フィニッシュ、コピーライト、修整、入稿データ作成に係る費用のほか、印刷費として製版・簡易校正、刷版、印刷、断裁、折り加工、用紙、納品に係る費用となっている。

なお、本件支出②の対象となった成果物は、「自由民主３月議会号（令和７年５

月１４日発行)」、「自由民主６月議会号（令和７年８月２２日発行)」、「自由民主９月議会号（令和７年１１月２８日発行)」及び「自由民主１２月議会号（令和８年２月１８日発行)」で、写しが提出されている。

Ｂ社の営業方針として、得意顧客とその紹介先の仕事のみを対象に事業を展開しており、自社の広告は積極的には行っていないが、大島議員は、Ｂ社に仕事を依頼していた他の議員の紹介によって、Ｂ社の社長と話をする機会があり、誠実で真面目な人柄に信頼できるとの印象を持ち、仕事を依頼し、その対応のよさや仕事の質の高さから、継続して広報物の制作を依頼しているとのことであった。

イ　判断

本件支出②によって作成された成果物をみても、市政レポートとして十分な品質を有しているといえ、Ｂ社が印刷業者として不適切であるとはいえない。

また、本件支出②の対象となった成果物はいずれも現実に作成されているものと認められ、印刷物を発注した際の見積書には見積内容、単価等が詳しく記載されていることからすれば、委託内容が不明確であるということはできない。

請求人は、Ｂ社の代表取締役が別に争われた損害賠償請求等住民訴訟事件の証人尋問に出頭しなかったことを指摘して縷々主張するが、証人尋問への出頭の有無は市政レポートの作成業務の質ないし委託内容とは何ら関係がない。

その他、本件支出②が違法又は不当と認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件支出②が違法又は不当であるとの請求人の上記主張は理由がない。

(4) 末永議員、橋本議員、原議員、本間議員及び矢沢議員による支出の違法性について

請求人は、Ａ社の地域情報紙に掲載された末永議員、原議員、本間議員及び矢沢議員の市政レポート、末永議員、橋本議員、原議員、本間議員及び矢沢議員が作成した市政レポート並びに原議員のホームページ（以下「末永議員らによる市政レポート等」という。）において、当該議員らの顔写真等がそれぞれ掲載されているところ、これらは、いずれも市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等も有するものであって、これらの市政レポートの作成、掲載及び配布並びにホームページの維持管理に係る支出は、調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有するもので、指針に適合する部分とそうでない部分が混在する一体的支出であるといえるから、按分により支出することが相当であり、２分の１を超える支出は指針に沿わない違法なものである旨を主張している。

加えて、請求人は、末永議員、橋本議員、原議員、本間議員及び矢沢議員（以下

「末永議員ら」という。）が支出した地域の私的団体や住民等との会合等と考えられるものの会費、懇親会費等については、いずれもその場面や相手方ないし参加者等からして、自己の一般的な知識教養の涵養や、知人や地域住民らとの親睦交流活動、支援者の獲得維持活動といった政務調査活動以外の活動を主たる目的とするものである疑いが強く、その際に参加者等から県政に関する意見や要望等を聞くこともあったとしても、それは副次的なものとみるのが自然であり、また、その金額等からして会合のほとんどは飲食を伴うものと推認されるところ、意見・要望の聴取を飲食を伴って行う必要があるともいい難く、各会合等の内容や市政活動との関連性は明らかではなく、主として政務調査活動を目的としたものであるとは認められないから、返還の対象となる旨を主張している。

以下、本件支出④、本件支出⑥ないし本件支出⑧及び本件支出⑩が違法又は不当といえるかについて検討する。

ア　調査結果

関係人の提出資料及び調査によって判明した事実は以下のとおりである。

(ｱ) 末永議員による支出

a　本件支出④の対象となる市政レポートは、Ａ社の地域情報紙中原区版の令和７年４月１１日号、同年５月９日号、同年７月１１日号、同年８月８日号、令和８年１月１日号及び同年２月１３日号に掲載され、また、令和７年第１回ないし第４回定例会に係る市政報告チラシが作成又は配布されている。

当該市政レポートのうち、令和７年第１回ないし第４回定例会に係る市政報告チラシでは、末永議員の川崎市議会における質問などに係る内容と表題、そして顔写真等がそれぞれ掲載されている。

また、請求人は、当該市政レポートに顔写真等が掲載されていると主張し、関係職員及び関係人もそれを否定していないものの、今回の監査において、請求人、関係職員及び関係人から提出された資料及び意見書からその事実を確認することはできない。もっとも、当該市政レポートのうち、Ａ社のホームページで確認できる地域情報紙中原区版の令和７年８月８日号、令和８年１月１日号及び同年２月１３日号では、紙面とはレイアウト等が異なる可能性があるものの末永議員の川崎市議会における質問などに係る内容と表題、そして顔写真等がそれぞれ掲載されている。

b　Ｃ協会への支出は、令和７年５月２４日に開催された同会の懇親会への出席負担金である。

同会は、自衛隊の活動支援や安全保障に関する啓発・交流を行う団体のようであるが、末永議員によれば、自衛隊は本市と連携して防災等に従事し、本市としても自衛隊と防災訓練等の行事等への協力等を行っているところ、

同会の懇親会では危機管理に関しての市政についての意見交換を行ったとのことであった。

c　Ｄ協会への支出は、令和７年５月２８日に開催された同会の定期総会懇親会への出席負担金である。

同会のホームページによれば、同会は、異業種の団体として会員相互の信頼を基調とし、生産性の向上、労務管理の改善、労働福祉の改善、環境保全の施策を行い、もって会員企業の発展と従業員の福祉増進、並びに地域社会との調和に寄与することを目的として活動している。

末永議員によれば、中小企業の産業振興施策に資するための意見交換を行うために定期総会懇親会に出席したとのことであった。

d　Ｅ会への支出は、令和７年５月２９日に開催されたＥ会総会における懇親会への出席負担金である。

同会のホームページによれば、間税会は、税務知識の習得と普及、円滑な税務運営への協力、会員企業の発展及びあるべき税制の調査・研究と改善意見の具申を目的としている。

末永議員によれば、同会の懇親会に出席し、税制に関する意見交換を行ったとのことであった。

e　Ｆ連合会への支出は、令和７年６月４日に開催されたＦ連合会総会（懇親会）への出席負担金である。

同会のホームページによれば、同会は、中原区内の２３の商店街で構成され、５つの地区に分かれて、それぞれイベント事業やまちづくりに関連した事業を行っているほか、中原区と協働で商店街と連携した地域のまちづくり推進事業を行っている。

末永議員によれば、同会の総会（懇親会）に出席し、商店街の実情を把握し、意見交換を行ったとのことであった。

f　支出伝票によると、本件支出④については、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

(ｲ) 橋本議員による支出

a　本件支出⑥の対象となる市政レポートとして、市政報告令和７年３月議会号、同年６月議会号、同年９月議会号及び同年１２月議会号が作成されている。

当該市政レポートでは、橋本議員の川崎市議会における質問などに係る内容と表題、そして顔写真等がそれぞれ掲載されている。

b　Ｊ部会への支出は、令和７年４月９日に開催された多摩区子供会連盟（多摩区子ども会連合会のことと思われる。）稲田部会の懇親会への出席負担金で

ある。

多摩区子ども会連合会のホームページによれば、同連合会は、子ども達の健全育成を図るため、子ども会の振興、相互の親睦、学校と家庭教育に協力し、児童文化の向上と体力の増進に貢献し、明朗な子ども社会を作ることを目的としている。

橋本議員によれば、同会の総会及び懇親会に出席し、子ども会の現状、青少年育成、学校教育等について意見交換を行ったとのことであった。

c　Ｌ協会への支出は、令和７年５月２８日に開催された令和７年定期総会懇親会への出席負担金である。

川崎市食品衛生協会のホームページによれば、同会は、川崎市内で営業する食品関係事業者で組織された団体であり、食品衛生思想の普及及び食品の品質の向上を図るための事業を行い、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の増進に寄与することを目的としており、市内に各区食品衛生協会が組織されている。

橋本議員によれば、Ｌ協会の定期総会及び懇親会に出席し、市内における食の安全に取組む協会や各店舗の現況を聴き、意見交換を行ったとのことであった。

d　M事務局への支出は、令和７年６月１７日に開催された多摩区医師会主催の懇親会への出席負担金である。

医師会とは一般に医師によって組織される団体であり、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的としている。

橋本議員によれば、多摩区医師会主催の懇親会に出席し、２０２５年問題、医師の働き方改革、医療人材確保等について意見交換を行ったとのことであった。

e　Ｎ組合への支出は、令和７年８月２９日に開催された同組合の懇親会への出席負担金である。

同組合が登録団体となっている川崎市技能職団体連絡協議会のホームページによれば、同組合は、みどり豊かなまちづくりと造園文化の継承・発展を目指す組織であり、技術向上のための勉強会、安全大会及び安全パトロールを実施するとともに、川崎市と「災害時における応急対策を行うための協定」を締結して街路樹が倒木するなどの被害が出た際に対応できる体制を整備しているほか、全国都市緑化かわさきフェアへの協力をしていた団体のようである。

橋本議員によれば、同組合の総会及び懇親会に出席し、全国都市緑化かわ

さきフェアのレガシー、国際園芸博覧会への協力体制等について意見交換を行ったとのことであった。

f　支出伝票によると、本件支出⑥については、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

(ｳ) 原議員による支出

a　本件支出⑦の対象となる市政レポート等は、Ａ社の地域情報紙中原区版の令和７年４月４日号、同年６月６日号、同年７月４日号、同年９月５日号、同年１２月５日号、令和８年１月１日号、同年３月６日号及び同月２７日号に掲載され、また、「機関紙原のり新聞Ｎｏ．１８」が作成され、原議員のホームページが公開されている。

当該市政レポート等のうち、Ａ社の地域情報紙中原区版の各号及び「機関紙原のり新聞Ｎｏ．１８」では、プラスチック資源の回収、特別市等の市政に関する報告などに係る内容と表題、そして顔写真、経歴及びプロフィールがそれぞれ掲載されている。また、原議員のホームページには、政策に関する市民からのアンケート結果のまとめ等のほか、顔写真等が掲載されている。

b　Ｏ会への支出は、令和７年４月１７日に開催された同会の総会の会費である。

原議員によれば、同会は中原区今井仲町に存在する商店で構成されているところ、地元の商店主や関係者が集う総会に議員の立場で出席し、市民から地元商店街の取組や課題について意見交換を行うとともに、要望等を聴取し、川崎市の振興・発展のための政務活動に役立てているとのことであった。

c　Ｐ会への支出は、令和７年４月１９日に開催された同会の定期総会の会費である。

同会は中原区小杉１丁目を区域とする町内会であるところ、原議員によれば、同会は、町内会の加入率を上げるための施策や活動について協議し、地域の活性化を図っており、原議員は地元住民や関係者が集う総会に出席し、市民から上記の取組や課題について意見交換を行うとともに、要望等を聴取し、川崎市の振興・発展のための政務活動に役立てているとのことであった。

d　Ｑ会への支出は、令和７年４月２０日に開催された同会の総会の会費である。

同会は中原区市ノ坪を区域とする町内会であるところ、原議員によれば、同会は、町内会の加入率を上げるための施策や活動について協議し、地域の活性化を図っており、原議員は地元住民や関係者が集う総会に出席し、市民から上記の取組や課題について意見交換を行うとともに、要望等を聴取し、川崎市の振興・発展のための政務活動に役立てているとのことであった。

e　Ｒ事務局への支出は、令和７年５月１９日に開催された令和７年度中原区選出議員団会議及び懇親会の費用である。

原議員によれば、同会議は中原区選出の議員及び市職員などの行政関係者で構成され、施策に関する意見交換を重ねており、原議員はこの活動を通じて川崎市の振興・発展のための政務活動に役立てているとのことであった。

f　Ｓ組合への支出は、令和７年５月２７日に開催された同組合の総会懇親会費である。

原議員によれば、同組合は、川崎市内の宿泊施設が加盟し、観光振興、災害対策等のホテル行政について勉強会や意見交換の場を設けており、原議員は同組合の総会懇親会に出席し、これらの取組や課題について意見交換を行い、川崎市の振興・発展のための政務活動に役立てているとのことであった。

g　Ｄ協会への支出は、令和７年５月２８日に開催された同会の定期総会懇親会の費用である。

同会のホームページによれば、同会は、異業種の団体として会員相互の信頼を基調とし、生産性の向上、労務管理の改善、労働福祉の改善、環境保全の施策を行い、もって会員企業の発展と従業員の福祉増進、並びに地域社会との調和に寄与することを目的として活動している。

原議員によれば、同会は市内経済の振興等を図るべく勉強会や意見交換等の場を設けており、原議員は同会の定期総会懇親会に出席し、意見交換及び情報交換を行い、川崎市の振興・発展のための政務活動に役立てているとのことであった。

h　Ｔ連盟への支出は、同連盟の年会費である。

同連盟のホームページによれば、同連盟は、「ドッジボールを通じ、小学生少女及び少年の明朗にして健全な心身を養うと共に、少女及び少年達相互の友情を深める事を目的に設立されたスポーツ団体で、学校施設、地域施設及び民間施設を利用し川崎市大会を開催することにより、ドッジボールの普及と発展につとめ市内全域相互の親睦と連携を深めること」を目的としている。

原議員はドッジボールを通して川崎市の青少年健全育成及び地域スポーツ文化の発展のために所属し、活動を通じて川崎市の振興・発展のための政務活動に役立てているとのことであった。

i　支出伝票によると、本件支出⑦については、「機関紙原のり新聞Ｎｏ．１８」及びホームページについて、「機関紙原のり新聞Ｎｏ．１８」に係る経費を４分の３で按分し、ホームページの管理に係る経費を６分の５で按分しているほかは、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

(ｴ) 本間議員による支出

a　本件支出⑧の対象となる市政レポートとして、A社の地域情報紙川崎区・幸区版の令和７年５月３０日号、同年７月２５日号、同年１１月２１日号、同月２８日号、令和８年１月１６日号及び同年３月２０日号に掲載され、また、「市政レポートＮｏ．６６」ないし「市政レポートＮｏ．６８」が作成されている。

当該市政レポートのうち、A社の地域情報紙川崎区・幸区版の令和７年５月３０日号及び同年７月２５日号では、本間議員の川崎市議会における質問などに係る内容と表題、そして顔写真、経歴及びプロフィールは掲載されているものの、請求人が主張する本間議員の事務所連絡先等は掲載されておらず、同年１１月２１日号、同月２８日号、令和８年１月１６日号及び同年３月２０日号では、本間議員の川崎市議会における質問などに係る内容と表題、そして顔写真及び事務所連絡先等は掲載されているものの、請求人が主張する本間議員の経歴及びプロフィールは掲載されておらず、「市政レポートＮｏ．６６」ないし「市政レポートＮｏ．６８」では、本間議員の川崎市議会における質問などに係る内容、そして事務所連絡先等は掲載されているものの、請求人が主張する本間議員の顔写真、経歴及びプロフィールは掲載されていない。

b　U組合への支出は、令和７年５月２９日に開催された同組合の総会の会費である。

本間議員によれば、同会は川崎区砂子に存在する商店で構成されているところ、地元の商店主や関係者が集う総会に議員の立場で出席し、市民から地元商店街の取組や課題について意見交換を行うとともに、要望等を聴取し、川崎市の振興・発展のための政務活動に役立てているとのことであった。

c　V会への支出は、同会の年会費である。

本間議員によれば、同会は、川崎市の歴史的事象や伝統習俗の保存、普及に務め、市民生活と郷土愛の高揚をはかり、もって文化都市の建設に資することを目的とする団体であり、俳句大会、講談などの多岐に渡る文化活動が実施され、本間議員はその理念に賛同し、かつイベント等に議員の立場で参加することで市民と交流し、川崎市の振興・発展のための政務活動に役立てているとのことであった。

d　W会への支出は、同会の年会費である。

同会のホームページによれば、同会は、「郷里沖縄の発展と川崎市を第二の故郷として交流の輪を広げ貢献する。川崎沖縄県人会から近隣に沖縄文化を広める」ことを会の理念としている。本間議員はその理念に賛同し、かつ祭りなどの多岐に渡るイベントに議員の立場で参加することで市民と交流し、

川崎市の振興・発展のための政務活動に役立てているとのことであった。

e　Ｘ協会への支出は、同協会の年会費である。

川崎市ホームページによれば、同協会は、川崎区の文化団体・文化人の相互の緊密な連絡協調を図るとともに、各種の文化活動を振興して市民文化の向上に資することを目的とする団体であり、俳句大会、美術展、子ども芸術祭等の文化活動を実施しているとされており、本間議員はその理念に賛同し、かつイベント等に議員の立場で参加することで市民と交流し、川崎市の振興・発展のための政務活動に役立てているとのことであった。

f　支出伝票によると、本件支出⑧については、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

(ｵ) 矢沢議員による支出

a　本件支出⑩の対象となる市政レポートとして、Ａ社の地域情報紙宮前区版の令和７年７月４日号、同年１１月２８日号、令和８年１月９日号及び同年３月１３日号に掲載され、また、「矢沢たかおＮＥＷＳ　Ｖｏｌ．３５」及び「矢沢たかおＮＥＷＳ　Ｖｏｌ．３６」が作成されている。

当該市政レポートでは、矢沢議員の川崎市議会における質問などに係る内容と表題、そして顔写真等がそれぞれ掲載されている。

b　Ｙ氏への支出は、令和７年５月２７日に開催された令和７年度宮前区市政研究会意見交換・懇親会費である。

矢沢議員によれば、令和７年度宮前区市政研究会は、宮前区選出の議員及び市職員などの行政関係者で構成され、矢沢議員は会議及び懇親会に出席し、地域課題に関する情報共有及び意見交換を行ったとのことであった。

c　本件支出⑩については、「矢沢たかおＮＥＷＳＶｏｌ．３５」及び「矢沢たかおＮＥＷＳ　Ｖｏｌ．３６」について、「矢沢たかおＮＥＷＳ　Ｖｏｌ．３５」に係る経費の按分割合を１００分の９７とし、「矢沢たかおＮＥＷＳ　Ｖｏｌ．３６」に係る経費の按分割合を１００分の９８としているほかは、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

イ　判断

(ｱ) 末永議員らによる市政レポート等に関する支出について

末永議員らによる市政レポート等に関する支出については、上記（２）イで述べた理由から、違法又は不当とは認められない。

(ｲ) 各種会費の支出について

広報・広聴費は、会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費であるところ、指針では、各種会費について、「各種の福祉・文化・スポ

ーツ関係活動に係る地域公共的団体の総会等に参加する出席負担金（会費）は、意見・情報交換を行う場合において」広報・広聴費として支出可能とされ、また、「政務活動にかかわる必要な情報を得るため団体等に加入する場合の（月・年）会費等は、合理的必要性がある場合に限り」、広報・広聴費として支出可能とされている。

なお、関係職員の陳述によれば、指針では、各種の福祉・文化・スポーツ関係活動に係る地域公共的団体の総会等に参加する出席負担金（会費）は、意見・情報交換を行う場合であることに加え、食事を伴う意見交換会等に要する会費については、他団体が開催主体の会合等に出席し、連続して行われるものであること及び上限金額の範囲内であることが支出を可能とする要件とされるところ、指針の記載からはそれらの要件を確認することはできず、各種の福祉・文化・スポーツ関係活動に係る地域公共的団体の総会等に参加する出席負担金（会費）は、意見・情報交換を行う場合において広報・広聴費であれば支出が可能と解される。

この点につき、改めて関係職員に確認したところ、関係職員の陳述は指針を踏まえた実務上の取扱いについて説明したものであるとのことであった。

指針に基づけば、意見・情報交換を行う場合であれば広報・広聴費として支出可能と解されることから、本件について、以下指針に基づき支出の適否について検討することとする。

本件についてみると、末永議員らは、町内会、商店会その他の地域公共的団体の総会や懇親会に参加するために出席負担金として会費を支出しているところ、末永議員らは、これらの総会や懇親会において、地域の課題等についての意見交換及び情報交換を行っており、その他指針において不適当な支出とされる親睦、飲食を目的とする会合であると認めるに足りる事情は認められないことから、これらの総会や懇親会に出席し懇談することが、広報・広聴費の支出対象となる活動に該当しないとはいえない。

また、原議員は、Ｔ連盟にドッジボールを通して川崎市の青少年健全育成及び地域スポーツ文化の発展のために所属しているとのことであり、また、本間議員は、Ｖ会、W会及びＸ協会に加入し、イベント等に議員の立場で参加し、市民と交流しているとのことであり、それぞれ川崎市の振興・発展のための政務活動に役立てているとのことであるから、政務活動にかかわる必要な情報を得るため団体等に加入しているのであり、年会費の支出に合理的必要性がないとはいえない。

その他、本件支出④、本件支出⑥ないし本件支出⑧及び本件支出⑩が違法又は不当と認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件支出④、本件支出⑥ないし本件支出⑧及び本件支出⑩が違法又は不当であるとの請求人の上記主張は理由がない。

(5) 結論

以上のとおり、本件支出①ないし本件支出⑮について違法又は不当と認めることはできないから、請求人の上記主張はいずれも採用できない。

よって、本件措置請求はこれを棄却する。

別紙１

川崎市職員措置請求書

２０２６年9月２９日

川崎市監査委員　殿

請求人
住所　〒２１０－８５４４
川崎市川崎区砂子１丁目１０番地２
ソシオ砂子ビル７階
川崎合同法律事務所内
電　話　０４４－２１１－０１２１
ＦＡＸ　０４４－２１１－０１２３
氏名　かわさき市民オンブズマン
代表幹事　渡辺　登代美
同　　星野　文紀

第１　請求の趣旨

１　石田康博に対し、政務活動費３，８７４，４１５円のうち按分割合を超える金額の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

２　大島明に対し、政務活動費３,２７８,０００円の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

３　各務雅彦に対し、政務活動費１，５９８，７４６円のうち按分割合を超える金額の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

４　末永直に対し、政務活動費１，２９４,８３６円の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

５　野田雅之に対し、政務活動費３，００９，２０１円のうち按分割合を超える金額の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

６　橋本勝に対し、政務活動費１，６９４,６０１円の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

７　原典之に対し、政務活動費１，４６６，２８０円の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

８　本間賢次郎に対し、政務活動費１，３６９,３４４円の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

９　松原成文に対し、政務活動費３，２６７,２２４円のうち按分割合を超える金額の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

10　矢沢孝雄に対し、政務活動費９５８，２００円の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

11　岩田英高に対し、政務活動費３，６９０，３１７円のうち按分割合を超える金額の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

12　仁平克枝に対し、政務活動費４，３０６,６４１円のうち按分割合を超える金額の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

13　三浦恵美に対し、政務活動費２，０３３，２８０円のうち按分割合を超える金額の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し、勧告することを求める。

14　三宅隆介に対し、政務活動費５，０５１，１６５円のうち按分割合を超える金額の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し、勧告することを求める。

15　飯田満に対し、政務活動費４，４４８，９５０円のうち按分割合を超える金額の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し、勧告することを求める。

第２　請求の原因

１　対象となる財務会計行為

(1) 石田康博は、２０２５年度、広報・広聴費として、タウンニュース社に対し、２０２５年５月２２日付、同年６月３０日付、同年６月３０日付、同年７月２５日付、同年８月２３日付、同年１０月４日付、同年１１月１１日付、同年１２月１３日付、２０２６年１月２日付、同月２日付、同年２月５日付、同年３月６日付、同月３０日付で小計３，２９７，１４０円、ヤマナカプリントに対し、２０２６年２月２８日付、同年３月１２日付で小計５７７，２７５円、合計３，８７４，４１５円の政務活動費を支出している（資料１の１ないし資料１の３２）。

(2) 大島明は、２０２５年度、広報・広聴費として、株式会社北斗（以下「北斗」という。）に対し、２０２５年５月２６日付、同年８月２９日付、同年１２月１５日付、２０２６年２月２７日付で合計３，２７８，０００円の政務活動費を支出している（資料２の１ないし資料２の８）。

(3) 各務雅彦は、２０２５年度、広報・広聴費として、タウンニュース社に対し、２０２５年７月２９日付、２０２６年３月２４日付で小計６９８，０６０円、株式会社ツーネットに対し、２０２６年３月９日付で小計４２６，９１０円、ｅｔｏｈａｎｅ　大野菜津子に対し、２０２６年３月２４日付で小計１００，５５０円、株式会社ジーエムピーに対し、２０２６年３月２４日付で小計３７３，２２６円、合計１，５９８，７４６円の政務活動費を支出している（資料３の１ないし資料３の１５）。

(4) 末永直は、２０２５年度、広報・広聴費として、タウンニュース社に対し、２０２５年４月２２日付、同年７月１日付、同年７月１８日付、同年８月１９日付、２０２６年１月２１日付、同年２月２４日付で小計１，５８８，０７０円、株式会社アルファメディアに対し、２０２５年９月１８日付、同年１２月４日付、２０２６年２月１３日付で小計１６６，６５０円、株式会社ミッドウィン（以下「ミッドウィン」という。）に対し、２０２５年６月２５日付、同年１１月１２日付、同年１２月３１日付、２０２６年３月２４日付で小計５９４，４４０円、株式会社プリントパックに対し、２０２５年９月１０日付、同年１２月１日付、２０２６年２月１３日付で小計１８８，５１５円、２０２５年５月２４日付で川崎防衛協会に対し小計７，０００円、２０２５年５月２８日付で一般社団法人川崎中原工場協会に対し小計８，０００円、２０２５年５月２９日付で川崎北間税会に対し小計６，０００円、２０２５年６月４日付で中原区商店街連合会に対し小計５，０００円、合計２，５６３，６７５円の政務活動費を支出している（資料４の１ないし資料４の５８）。

(5) 野田雅之は、２０２５年度、広報・広聴費として、株式会社こころざしに対し、２０２５年６月１８日付、同日付、同年９月３日付、同日付、２０２６年３月２４日付、同日付で小計１，０３７，８１１円、合同会社ＩＴ政策調査研究所に対し、２０２５年７月３１日付、同年９月３０日付、２０２６年３月２６日付で、小計１，７９４，６５０円、株式会社オーバルネットワークに

対し、２０２５年8月２５日付、同年１２月２５日付、２０２６年3月２６日付で小計１７６，７４０円、合計3，００９，２０１円の政務活動費を支出している（資料５の１ないし資料５の２７）。

⑹ 橋本勝は、２０２５年度、広報・広聴費として、日本郵便に対し、２０２５年5月9日付、同年8月２６日付、同年１２月２日付、２０２６年3月１１日付で小計1，５４７，１５４円、株式会社ニッケン石橋に対し、２０２５年6月１０日付、同年７月１０日付、同年１０月１５日付、２０２６年2月１９日付で小計５４１，２００円、株式会社シースリーに対し、２０２５年4月２８日付、同年9月４日付、同年１２月３日付、２０２６年3月４日付で小計1，２４６，８５０円、多摩区子連稲田支部稲田部会に対し２０２５年4月９日付で小計4，０００円、川崎市多摩区食品衛生協会に対し２０２５年5月２８日付で小計１０，０００円、多摩区医師会事務局に対し２０２５年6月１７日付で小計5，０００円、川崎市造園建設業協同組合に対し２０２５年8月２９日付で小計8，０００円、合計3，３６２，２０４円の政務活動費を支出している（資料６の１ないし資料６の４４）。

⑺ 原典之は、２０２５年度、広報・広聴費として、タウンニュース社に対し、２０２５年4月３０日付、同年6月３０日付、同年7月３０日付、同年9月２９日付、同年１２月２６日付、２０２６年1月３０日付、同年3月３０日付で小計1，８７７，７００円、株式会社川崎三省堂に対し、２０２５年１２月２５日付で小計１３２，０００円（７５／１００で按分）、日本郵便に対し、２０２５年１２月２６日付で小計５１６，８８０円（７５／１００で按分）、ｖｅｒｏに対し、２０２５年6月２７日付、同年１１月２８日付、同年１２月２４日付、２０２６年3月9日付で小計９３，０７５円（5／6で按分）、サライ通り商店会に対し２０２５年4月１７日付で小計5，０００円、小杉町一丁目町会に対し２０２５年4月１９日付で小計5，０００円、市ノ坪仲町会に対し２０２５年4月２０日付で小計5，０００円、中原区選出議員団会議事務局に対し２０２５年5月１９日付で小計1，０００円、川崎ホテル旅館組合に対し２０２５年5月２７日付で小計１０，０００円、一般社団法人川崎中原工場協会に対し２０２５年5月２８日付で小計8，０００円、川崎ドッジボール連盟に対し２０２６年2月１５日付で小計5，０００円、合計2，６５８，６５５円の政務活動費を支出している（資料７の１ないし資料７の４６）。

⑻ 本間賢次郎は、２０２５年度、広報・広聴費として、川崎砂子会協同組合に対し、２０２５年5月２９日付で小計6，０００円、川崎区文化協会に対し、２０２５年6月１５日付で小計3，０００円、川崎今昔会に対し、同年5月３０日付で小計3，１１０円、川崎沖縄県人会に対し、同年6月１５日付で小計2，０００円、タウンニュース社に対し、同年6月１０日付、同年8月１５日付、同年１２月8日付、同日付、２０２６年2月１７日付、同年3月３０日付で小計1，４６０，２５０円、日本郵便に対し、２０２５年１２月１９日付、２０２６年3月9日付、同月１６日付、同月２３日付、同月３０日付で小計４２２，１７３円、特定非営利活動法人エミフルに対し、２０２６年1月6日付、同年3月１５日付で小計２７３，４６０円、光和アドバンス株式会社に対し、２０２６年3月３０日付けで小計４６，３１０円、株式会社エフエスアイに対し、２０２５年１２月１３日付で小計２２２，２７７円、株式会社ＩＳＳスタイルに対し、２０２６年3月２０日付で小計２８６，０００円、合計2，７２４，５８０円の政務活動費を支出している（資料８の１ないし資料８の４５）。

⑼ 松原成文は、２０２５年度、広報・広聴費として、タウンニュース社に対し、２０２５年5月３１日付、同年7月２８日付、同年9月１０日付、同年１０月３１日付、同日付、同年１２月１

１日付、２０２６年3月１８日付、同月３０日付、同日付、同日付で小計2，８７１，２２４円、Ｐｕ’ｕｗａｉ川那子心に対し２０２５年4月２８日付、同年5月２６日付、同年6月２６日付、同年7月３０日付、同年8月３０日付、同年9月３０日付、同年１０月３０日付、同年１１月３０日付、同年１２月３０日付、２０２６年1月３０日付、同年2月２４日付、同年3月３０日付で小計３９６,０００円、合計3，２６７,２２４円の政務活動費を支出している（資料9の1ないし資料9の5）。

(10)矢沢孝雄は、２０２５年度、広報・広聴費として、タウンニュース社に対し、２０２５年7月８日付、同年１１月２８日付、２０２６年1月１６日付、同年3月１７日付で小計1，１００，０００円、株式会社こころざしに対し、２０２５年１０月２８日付、２０２６年3月３１日付で小計７３１，４０１円、株式会社エムズに対し、２０２６年3月３１日付で小計７５，４６０円（９８／１００で按分)、宮前区役所企画課玉井玲子に対し、２０２５年5月２７日付で小計4，０００円、合計1，９１０，８６１円の政務活動費を支出している（資料１０の1ないし資料１０の１６）。

(11)岩田英高は、２０２５年度、広報・広聴費として、タウンニュース社に対し、２０２５年4月１８日付、同年5月9日付、同年7月１１日付、同年8月１５日付、同年9月２０日付、同年１０月１７日付、同年１１月１４日付、同年１２月１９日付、２０２６年1月２３日付、同年2月２７日付、同年3月２０日付で小計2，４５２，２３０円、株式会社プリントパックに対し、２０２５年4月２８日付、同日付、同年8月２７日付、同年１１月２７日付、同年１２月３日付、同月５日付、同月２９日付で小計1，２３３,１０２円、市政報告会のお知らせ印刷料として２０２５年5月２６日付で小計4，９８５円、合計3，６９０,３１７円の政務活動費を支出している（資料１１の1ないし資料１１の6）。

(12)仁平克枝は、２０２５年度、広報・広聴費として、株式会社インフォガレージに対し、２０２５年7月２３日付、同年１１月7日付、２０２６年1月9日付、同年3月１２日付、同年3月３０日付で小計1，５６３,３７５円、タウンニュース社に対し、２０２５年6月２７日付、同年１２月1日付、２０２６年1月7日付で小計８６７,９００円、ミッドウィンに対し、２０２５年9月2日付、同年１２月4日付、２０２６年3月2日付、同月２６日付で小計1，４６６，０１２円、合同会社ＣｉｖｉｃＲｅａｃｈに対し、２０２６年3月３０日付で小計４０９,３５４円、合計4,３０６,６４１円の政務活動費を支出している（資料１２の1ないし資料１２の３７）。

(13)三浦恵美は、２０２５年度、広報・広聴費として、タウンニュース社に対し、２０２６年1月１９日付、同年3月２６日付で小計５２３,８２０円、株式会社イーシンコミュニケーションズに対し、２０２６年3月２６日付、同日付で小計1，５０９,４６０円、合計2，０３３,２８０円の政務活動費を支出している（資料１３の1ないし資料１３の１０）。

(14)三宅隆介は、２０２５年度、広報・広聴費として、株式会社ヴィアックスに対し、２０２５年１１月6日付、２０２６年3月２４日付で合計5，０５１,１６５円の政務活動費を支出している（資料１４の1ないし資料１４の6）。

(15)飯田満は、２０２５年度、広報・広聴費として、株式会社プルスウルトラに対し、合計4，４４８，９５０円の政務活動費を支出している（資料１５の1ないし資料１５の１５）。

2　財務会計行為の違法性

(1) 序論

政務活動費は、地方議会の活性化を図ることを目的とする、地方自治法第１００条１４項に基

づき制定された「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」に基づき、会派及び議員に対し議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものである。政務活動費については「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、あわせて情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要」（第１４７回通常国会での衆議院地方行政委員長の提案説明）とされており、「議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。」（川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例第２条抜粋）とされている。

したがって、政務活動費の使用には、強い透明性と適正さが求められる。

(2) 石田康博、各務雅彦、野田雅之、松原成文、岩田英高、仁平克枝、三浦恵美、三宅隆介及び飯田満に対するもの

ア　石田康博、各務雅彦、野田雅之、松原成文、岩田英高、仁平克枝、三浦恵美、三宅隆介及び飯田満（以下「石田ら各議員」という。）は、２０２５年度、広報・広聴費として、上記「第２」「１」「（１）」「（３）」「（５）」「（９）」「（１１）」ないし「（１５）」のとおり、政務活動費を支出している。

イ　石田ら各議員の政務活動費の支出については、いずれも市政報告及び市政レポートの作成、掲載及び配布並びにホームページの維持管理に関するものである。

そして、石田ら各議員の市政報告及び市政レポート並びにホームページに共通しているのは、石田ら各議員の顔写真、石田ら各議員の経歴やプロフィール、石田ら各議員の事務所連絡先等が記載されていることである。

このような市政報告、市政レポート等の広報紙及びホームページに記載されている議員の顔写真、議員の経歴やプロフィール、議員の事務所連絡先等について、仙台高等裁判所２０２２年１２月２１日判決は、広報紙の発行に係る費用について、顔写真等が掲載された広報紙の発行やホームページの維持等は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等も有するのであり、これらに係る支出は、調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有するもので、本件使途基準に適合する部分とそうでない部分が混在する一体的支出であるといえるから、按分により支出することが相当というべきである（資料１６・２０頁２１頁）、広報紙の発行、ホームページの維持等が市民の意識やニーズを把握して議会活動に反映するための端緒ないし基礎となることや、顔写真等の掲載が表現・構成上の工夫といえること等は、広報紙の発行やホームページの維持等に上記の両面の効果があることを否定するものではなく、要した費用を全て政務調査費から支出することを正当化するに足りるものではない（資料１６・２１頁）、広報紙の発行が市民の会派及び議員に対する支持・不支持や投票行動に影響することも広報紙の発行の重要な目的及び効果なのであって、これが単なる反射的効果にすぎないということはできない（資料１６・２２頁）、市民への影響がより強まると考えられる顔写真等が掲載された広報紙の発行に係る支出は、当該顔写真が議員の質問風景等議員の活動の際に撮影されたものである場合を含め、調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有するもので、本件使途基準に適合する部分とそうでない部分が混在する一体的支出であるといえるから、按分により支出することが相

当というべきである（資料１６・２２頁）、２分の１を超える支出を本件使途基準に沿わない違法なものとすべきである（資料１６・２４頁）等と判示した。

また、市政報告、市政レポート等の広報紙の配布費用、交付費用等も、市政報告紙等の作成費用と同様の按分処理が行われている（仙台地方裁判所２０２１年７月７日判決、仙台高等裁判所２０１８年１０月２４日判決、仙台地方裁判所２０１７年１１月２日判決等）。

そして、川崎市の政務活動費の運用指針（以下「指針」という。）においても、会派及び議員による、「調査研究その他の活動」（政務活動）と、それ以外の「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」などが渾然一体となって行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかで無い場合は、全額を政務活動費によって支出することは不適当であり、他の活動の実績に応じて按分し支出する按分の考え方を導入すべきものと考えると記載されているほか、「合理的な区分が困難な場合の按分の考え方＜参考＞」として「１　政務活動＋（後援会活動又は政党活動）政務活動１／２、後援会活動又は政党活動１／２」との記載もある。

このような裁判例及び指針の記載を踏まえれば、議員の顔写真、議員の経歴やプロフィール、議員の事務所連絡先等が記載されている石田ら各議員の市政報告及び市政レポートの作成、掲載及び配布並びにホームページの維持管理に関する広報・広聴費としての政務活動費の支出は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等も有するのであり、これらに係る支出は、調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有するもので、指針に適合する部分とそうでない部分が混在する一体的支出であるといえるから、按分により支出することが相当であり、２分の１を超える支出は指針に沿わない違法なものである。

ウ　ここで、請求人が引用する仙台高等裁判所２０２２年１２月２１日判決等につき、川崎市監査委員は、同判決において他の自治体の事情は同一とはいい難いという趣旨の判示があることを奇貨として、他都市の政務活動費に関する裁判における判断は必ずしも本市の政務活動費において妥当するものではない等とする（資料１７・１７頁）。

しかし、そもそも川崎市の指針は、市長が定めたものではなく、本市議会の全会派から選ばれた議員及び無所属議員からなる政務調査費検討プロジェクトにおいて、平成１９年の監査結果（個別外部監査の考え方）を基に、会派・議員の政務調査費の支出に係る判断をする際の拠り所とするため、「当時の他都市の運用指針や裁判例等を参考にしながら」議論し作成したものであるとともに（資料１８・５頁６頁）、会派及び議員の調査研究活動及びその方法は多岐に渡るため、指針は全ての事例が網羅できているものではないことから、会派及び議員は、条例・規則の趣旨に沿って、「裁判例等をも参考にしながら」、個々の具体的な支出の適合性について総合的に判断していく必要があるのであって（資料１８・６頁）、川崎市における政務活動費の支出の適法性判断及び政務活動費の支出の按分については、他の地方公共団体における裁判例及び監査結果における判断が考慮されることは当然に予定されている。

また、行政事件訴訟における判例・裁判例の調査・検討に関して、岩井伸晃裁判官は、下級審裁判例は、担当事件と類似した同種事案の先例が検索等により見つかると、非常に有用で参考になるものであると解説している（資料１９・１２頁）。

さらには、川崎市監査委員も、２０２４年度政務活動費の支出に関する住民監査請求に対する判断のうち、本間賢次郎議員の政務活動費の支出の適否の判断にあたって、最高裁判所平成

２５年１月２５日第二小法廷判決を参照しているが（資料１７・２２頁）、当該判例は、他都市である東京都目黒区における政務調査費の支出の適法性に関するものであり（資料２０）、川崎市監査委員自ら川崎市の政務活動費の支出の適法性判断にあたって他都市の政務活動費に関する裁判における判断を妥当させている。

したがって、川崎市における政務活動費の支出の適法性判断及び政務活動費の支出の按分について、他の地方公共団体における裁判例及び監査結果における判断は当然に考慮されることは明らかである。

(3) 大島明に対するもの

ア　大島明は、２０２５年度、広報・広聴費として、北斗に対し、上記「第２」「１」「(２)」のとおり、政務活動費を支出している。

イ　そして、指針１９頁においては、広報誌等の作成及び印刷等の「作成業務の委託は、委託先の選定理由及び委託内容を明確にした上で、契約を締結し、成果物は会派または議員において保管」とされている。

大島明が、北斗を選定した理由は、印刷や広告の知識、経験が豊富である、デザインやレイアウトの技術・能力が高く評価され、大手広告会社の下請けを任されるなどの実績を有している、北斗の社長は誠実で真面目な人柄で信頼できる、というものである。

しかし、北斗が印刷や広告の知識、経験が豊富である、デザインやレイアウトの技術・能力が高く評価され、大手広告会社の下請けを任されるなどの実績を有している、という点につき、大島明から何ら証拠は提出されておらず、根拠は全くない。

それだけでなく、令和元年度ないし令和３年度分の政務活動費に関する横浜地方裁判所令和３年（行ウ）第６６号、第７６号、第８８号、令和４年（行ウ）第６５号損害賠償請求等住民訴訟事件（以下「関連事件」という。）において、北斗の代表取締役である[redacted]氏（以下「[redacted]氏」という。）の証人尋問が採用され、[redacted]氏に対して裁判所からの呼出状が送達されている（資料２１）。

しかし、[redacted]氏は、裁判所からの証人尋問の呼出に応じることなく、２０２４年１１月２５日の関連事件の証人尋問に正当な理由なく出頭しなかった。

証人尋問に関して、証人が正当な理由なく出頭しなかった場合、決定で訴訟費用の負担や１０万円以下の過料に処されることがある（民事訴訟法第１９２条第１項）ほか、１０万円以下の罰金又は拘留に処される（民事訴訟法第１９３条）。

そのため、[redacted]氏は、行政罰だけでなく、民事訴訟法第１９３条違反の罪の刑事責任を問われる可能性があり、明らかな違法行為をしたものである。

したがって、[redacted]氏が誠実で真面目な人柄であり信頼できるということはあり得ず、また、[redacted]氏は北斗が印刷や広告の知識、経験が豊富ではないこと、デザインやレイアウトの技術・能力が高く評価されていないことを露呈させないようにするため証人尋問に出頭しなかったのである。

ウ　この[redacted]氏の証人尋問の不出頭につき、川崎市監査委員は、証人尋問に出頭しなかったことを指摘して縷々主張するが、証人尋問への出頭の有無は市政レポートの作成業務の質ないし委託内容とは何ら関係がないとしている（資料１７・１９頁）。

しかし、そもそも[redacted]氏については、関連事件において、立証趣旨を「大島明議員及び本間賢次郎議員の広報・広聴費としての株式会社北斗に対する市政報告紙作成の支出については、

委託業者の選定の経緯、金額の透明性、適切性に反し、『政務活動に資するため必要な経費』に当たらず、政務活動費として違法な支出であること」とし、尋問事項を「１　本間議員及び大島議員を知った経緯」「２　本間議員及び大島議員についての市政報告紙作成契約及びその業務内容」「３　その他本件に関連する一切の事項」として請求人からの呼出により証拠申出をしたところ、証人尋問が採用されたものである（資料２２）。

そのため、請求人としては、証人尋問において本間議員及び大島議員についての市政報告紙作成契約及びその業務内容につき尋問することを予定していたほか、北斗の選定理由に関連して市政報告紙の質の高さについても尋問することを予定していた。

それにもかかわらず、[redacted]氏は正当な理由なく証人尋問に出頭しなかったのであるから、市政報告紙の作成業務の質や委託内容についての信用性が大きく減殺されることは当然である。

また、証人尋問については、尋問から予想される証拠資料が心証形成に有益でないとか不要であると判断するときには証拠申出を却下し、争点との関係および証拠全体との関係から必要不可欠な証人を選別し、それについてのみ証人尋問を採用する（資料２３・４１３頁、資料２４・１３７頁、資料２５・１５６頁等）。

そのため、仮に裁判所が「[redacted]が証人として出廷しなかったことを指摘して縷々主張するが、市政報告書の作成業務の質ないし委託内容とは何ら関係がなく、上記判断を左右するものではない。」と判断するのであれば（資料２６）、それは[redacted]氏の尋問から予想される証拠資料が心証形成に有益でないとか不要であると判断することとほとんど変わらないから、[redacted]氏の証拠申出を却下すべきであったことになる。

しかしながら、関連事件において裁判所が[redacted]氏の証人尋問を採用したということは、裁判所は、[redacted]氏につき争点との関係および証拠全体との関係から必要不可欠な証人と判断していたということにほかならない。

したがって、[redacted]氏の正当な理由のない証人尋問の不出頭と市政報告紙の作成業務の質及び委託内容とは十分な関連性があり、市政報告紙の作成業務の質や委託内容についての信用性が大きく減殺されることは当然であり、関連事件において裁判所が[redacted]氏の証人尋問を採用しておきながら、「[redacted]が証人として出廷しなかったことを指摘して縷々主張するが、市政報告書の作成業務の質ないし委託内容とは何ら関係がなく、上記判断を左右するものではない。」と判示することは明らかな矛盾であり、明らかな誤りである。

そうであるから、川崎市監査委員が、証人尋問に出頭しなかったことを指摘して縷々主張するが、証人尋問への出頭の有無は市政レポートの作成業務の質ないし委託内容とは何ら関係がないとしたこともまた誤りかつ失当であることは明らかである（資料１７・１９頁）。

エ　さらに、大島明と北斗との間の発注書、契約書及び大島明の市政報告に関する北斗と下請け業者との発注書、見積書、請求書、領収書等の資料は公開されていない。

オ　よって、大島明の市政報告の作成については、「委託内容を明確にした上で、契約を締結し」ていないのであり、政務活動費の支出が指針に適合せず、違法であるから、その支出は認められない。

(4) 末永直、橋本勝、原典之、本間賢次郎及び矢沢孝雄に対するもの

ア　末永直、橋本勝、原典之、本間賢次郎及び矢沢孝雄（以下「末永ら各議員」という。）は、２０２５年度、広報・広聴費として、上記「第２」「１」「(４)」「(６)」ないし「(８)」「(１０)」のとおり、政務活動費を支出している。

イ　末永ら各議員の政務活動費の支出については、いずれも市政報告及び市政レポートの作成、掲載及び配布並びにホームページの維持管理に関するものであること、末永ら各議員の顔写真、末永ら各議員の経歴やプロフィール、末永ら各議員の事務所連絡先等が記載されていることは、石田ら各議員と同様である。

したがって、議員の顔写真、議員の経歴やプロフィール、議員の事務所連絡先等が記載されている末永ら各議員の市政報告及び市政レポートの作成、掲載及び配布並びにホームページの維持管理に関する広報・広聴費としての政務活動費の支出は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等も有するのであり、これらに係る支出は、調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有するもので、指針に適合する部分とそうでない部分が混在する一体的支出であるといえるから、按分により支出することが相当であり、２分の１を超える支出は指針に沿わない違法なものである。

ウ　加えて、末永ら各議員は、地域の私的団体や住民等との会合等と考えられるものの会費、懇親会費等を支出している。

このような団体、会合等に対する政務活動費の支出に関して、岡山地方裁判所２０２３年５月３１日判決は、「上記の会合等は、その場面や相手方ないし参加者等からして、自己の一般的な知識教養の涵養や、知人や地域住民らとの親睦交流活動、支援者の獲得維持活動といった政務調査活動以外の活動を主たる目的とするものである疑いが強く、その際に参加者等から県政に関する意見や要望等を聞くこともあったとしても、それは副次的なものとみるのが自然である。また、その金額等からして上記会合のほとんどは飲食を伴うものと推認されるところ、上記のような意見・要望の聴取を飲食を伴って行う必要があるともいい難い。」「各会合等の内容や県政活動との関連性は明らかではなく、主として政務調査活動を目的としたものであるとは認められない。」「したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。」等と判断している（資料２７）。

この他都市の裁判例を踏まえれば、末永ら各議員が支出した、地域の私的団体や住民等との会合等と考えられるものの会費、懇親会費等については、いずれもその場面や相手方ないし参加者等からして、自己の一般的な知識教養の涵養や、知人や地域住民らとの親睦交流活動、支援者の獲得維持活動といった政務調査活動以外の活動を主たる目的とするものである疑いが強く、その際に参加者等から県政に関する意見や要望等を聞くこともあったとしても、それは副次的なものとみるのが自然であり、また、その金額等からして上記会合のほとんどは飲食を伴うものと推認されるところ、上記のような意見・要望の聴取を飲食を伴って行う必要があるともいい難く、各会合等の内容や市政活動との関連性は明らかではなく、主として政務調査活動を目的としたものであるとは認められないから、返還の対象となるというべきである。

エ　したがって、市政報告及び市政レポートの作成、掲載及び配布並びにホームページの維持管理に関する政務活動費の支出については、もともと按分されていたものは按分前の金額に割り戻した上で２分の１の按分割合を超える金額を算出し、末永ら各議員が支出した地域の私的団体や住民等との会合等と考えられるものの会費、懇親会費等の金額を加えて、末永ら各議員に返還請求権を行使すべき政務活動費の金額を算出すると、末永直１，２９４，８３６円、橋本勝１，６９４，６０１円、原典之１，４６６，２８０円、本間賢次郎１，３６９，３４４円、矢沢孝

雄９５８,２００円となる。

３　川崎市長の怠る事実について

川崎市長は地方自治法第１４８条により、自治体の事務を管理し及びこれを執行することになっており、加えて同法第１４９条５号では会計を監督し、同６号では財産を取得し、管理し、及び処分することが市長の事務となっている。

また、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」第５条は市長の交付決定権を定めるとともに、第１３条は市長に対し、「会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定めに違反したものであると認めたときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し」と市長の潜在的調査権につき定め、さらに第１４条では交付の決定を取り消したときの返還命令権について定めている。

したがって、市長はその提出された収支報告書が適正であるかどうかについて調査し、問題があれば決定を取り消し、返還命令権を行使する責務を有する。しかし、川崎市長により本件支出について、政務活動費の支出が適正か調査された形跡はない。川崎市長は、政務活動費の支出を適正にする義務を怠り多額の違法支出の存在を放置しており、財産管理を怠る事実の存在は明らかである。

４　請求者

請求者「かわさき市民オンブズマン」は、川崎市や市議会の行政運営に対し、自覚的な市民意識を大切にし、住民自治を発展させ、公正で活力ある社会の実現をめざし１９９７年に結成された市民団体であり、川崎市の行財政運営に対するチェック機能の問題点と今後のあり方について、行政監査、議会等につき市民的チェックの視点から調査、研究し、積極的な提言を行い、川崎市内各地域に行政監視のネットワークを広めることを主な活動内容とする団体である。

５　地方自治法第２４２条第１項の規定により、以下の添付資料を添え、必要な措置を請求する。

以　上

添　付　資　料

別紙証拠説明書のとおり

別紙２

請求人の陳述（要旨）

令和７年度の政務活動費に関する住民監査請求の基本的な方向性としては、川崎市議会議員の１５名に対して、市政報告、市政レポートなどといったものに各議員の顔写真、各議員の経歴、プロフィール、議員の事務所連絡先などが記載されているものを対象にしているということである。顔写真、プロフィール、経歴、議員事務所連絡先が記載されている市政報告、市政レポートについては、仙台高等裁判所の令和４年１１月２１日判決において、その費用について、「顔写真等が掲載された広報紙の発行やホームページの維持は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、議員自身及びその活動実績をも市民に印象づけることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等も有するものであり、これらに関する支出は、調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的も併有するもので、本件使途基準に適合する部分とそうでない部分が混在する一体的支出であるといえるから、按分により支出することが相当というべきである。」といった判断や、その「広報紙の発行、ホームページの維持等が市民の意識やニーズを把握して議会活動に反映するための端緒ないし基礎となることや、顔写真等の掲載が表現・構成上の工夫といえること等は、広報紙の発行やホームページの維持等に上記の両面の効果があることを否定するものではなく、要した費用を全て政務調査費から支出することを正当化するに足りるものではない。」という判断がされている。また、その判決では、「広報紙の発行が市民の会派及び議員に対する支持・不支持や投票行動に影響すること」も「広報紙の発行の重要な目的及び効果なのであって、これが単なる反射的効果にすぎないということはできない。」、また、「市民への影響がより強まると考えられる顔写真等が掲載された広報紙の発行に係る支出は、その顔写真が議員の質問風景等議員の活動の際に撮影されたものである場合を含め、調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有するもので、本件使途基準に適合する部分とそうでない部分とが混在する支出である」ということで、按分により支出して、２分の１を超えるものを使途基準に沿わない違法なものであるという判断をしている。

同じような判断については、仙台地方裁判所の令和３年７月７日判決、仙台高等裁判所の平成３０年１０月２４日判決、仙台地方裁判所の平成２９年１１月２日判決、山形地方裁判所の令和５年１１月２８日判決、仙台高等裁判所の令和６年４月２４日判決、岡山地方裁判所の令和元年１０月３０日判決、広島高等裁判所岡山支部の令和２年９月１０日判決などでもされている。市政報告の配布費用、交付費用等についても、市政報告書等の作成費用と同様の按分処理が行われている。ほかにも、岡山地方裁判所の令和５年５月３１日判決や、それに近接した日時の同裁判所の令和３年６月３０日判決において、同様に県会議員の県政報告について、議員の個人のＰＲ部分が相当程度混在している場合に、２分の１を超える支出を違法なものとするという判断もされている。このように、他自治体において、２分の１という按分割合に基づく、それを超える違法な支出だと判断されたものが続いている。

請求人が引用している仙台高等裁判所の令和４年１２月２１日判決については、その判決文の中において「他の自治体の事情は同一とはいい難い」という判示があることから、川崎市に

おいて妥当するものではないという過去の監査結果が出ているが、川崎市の政務活動費の運用指針は、もともと当時の他都市の運用指針や裁判例を参考にしながら議論し作成したものであるし、「会派及び議員は、条例・規則の趣旨に沿って、裁判例等をも参考にしながら、個々の具体的な支出の適合性について総合的に判断していく必要があります」ということが書かれている。そのため、川崎市における政務活動費の支出の適法性や政務活動費の支出の按分については、他の自治体における裁判例、監査結果における判断が考慮されるということは当然に予定されているというべきである。

また、行政事件訴訟における判例・裁判例の調査・検討に関して、岩井伸晃裁判官も、文献において、「下級審裁判例は、担当事件と類似した同種事案の先例が検索等により見つかると、非常に有用で参考になるものではあります」という解説を書いている。

さらに、令和６年度の政務活動費の支出に関する住民監査請求に対する監査委員の判断の中で、最高裁判所平成２５年１月２５日の第二小法廷判決を参照している部分があるが、この最高裁判例というのは、他自治体である東京都目黒区における政務調査費の支出の適法性に関するものであるから、他自治体の裁判例を参考にしているということについては過去の監査結果からも明らかであって、川崎市における政務活動費の支出の適法性判断や政務活動費の支出の按分について、他自治体における裁判例や監査結果における判断は当然に考慮されるということになるのは明らかだというべきである。

そして、今回提出した市政レポート、市政報告などに顔写真、経歴、プロフィール、事務所連絡先が掲載されているが、その顔写真、経歴、プロフィール、事務所連絡先そのものというのは市政報告の内容とは特段関連性がない。また、議員自身及び活動実績をも市民に印象づけることで支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等も有するというのは他自治体の裁判例においても明らかであるから、この市政報告や市政レポートの作成のために支出した広報・広聴費の２分の１を超える支出は、指針に沿わない違法なものとされるべきである。

また、今回の住民監査請求では、末永ら各議員に係る部分であるが、地域の私的団体や住民などとの会合等と考えられるものの会費、懇親会費というものを支出している点を問題にしている。

これについては、このような団体、会合に対する政務活動費の支出に関して、岡山地方裁判所の令和５年５月３１日判決が、そのような会合については、「その場面や相手方ないし参加者等からして、自己の一般的な知識教養の涵養や、知人や地域住民らとの親睦交流活動、支援者の獲得維持活動といった政務調査活動以外の活動を主たる目的とするものである疑いが強く、その際に参加者等から県政に関する意見や要望等を聞くことがあっても、それは副次的なものとみるのが自然である」とか、「その金額等からして上記会合のほとんどは飲食を伴うものと推認されるところ、上記のような意見・要望の聴取を飲食を伴って行う必要があるともいい難い」、「各会合等の内容や県政活動との関連性は明らかではなく、主として政務調査活動を目的としたものであるとは認められない」、その「支出は、返還の対象となるというべきである」という判断もされていることからすれば、末永ら各議員が支出した、地域の私的団体や住

民等との会合等と考えられるものの会費、懇親会費等については、いずれも返還の対象となるべきである。

個別の議員についてもう少し補足すると、大島明議員については、令和７年度に広報・広聴費として、株式会社北斗に対して合計３２７万８，０００円の政務活動費を支出している。この支出の違法性に関していうならば、その会社の代表者が住民訴訟における証人尋問の期日に出頭しなかったことについて、その証人尋問への不出頭を指摘して縷々主張するが、その証人尋問への出頭の有無は市政レポートの作成の業務の質、委託内容とは関係がないなどという判断もされているが、正当な理由のない証人尋問の不出頭と市政報告の作成業務の質及び委託内容というのは、人柄がいいとか、そういったことは委託の選定理由の中に主張されているのだから、十分な関連性があって、市政報告紙の作成業務の委託内容についての信用が大きく減殺されるというのは当然である。

その住民訴訟において、裁判所がその会社の代表者の証人尋問を採用しておきながら証人として出廷しなかったことを指摘して縷々主張するが、市政報告書の作成業務の質ないし委託内容とは何ら関係がないだとか、その判断を左右するものではないといったことや、その証人尋問を採用したこととの関係でいえば明らかな矛盾であって、明らかな誤りである。

したがって、その証人尋問の出頭の有無や人柄のよさというところにも関連するし、違法行為であるわけだから、市政レポートの作成業務の質ないし委託内容と関係がないなどとしたことは誤りかつ失当であるというのは明らかである。

原典之議員について、今回提出した資料に原のり新聞というものがある。これは先行する住民訴訟で提出されているものになるが、令和７年度においても原典之議員は原のり新聞に関する支出をしている。この原のり新聞、恐らく令和７年度も同じものではないかと推測されるが、先行する住民訴訟で出ているものを見ると、原典之連合後援会新年集いのご案内とか後援会ニュースといった記載もあるし、ソフトボール大会であるとか日帰りバス旅行の記事のところに書かれているわかば会であるとか、そういったものについては原典之議員の後援会ということが推測されるし、実際に原典之議員の公式ブログを見ると、わかば会というのは後援会の女性の支援者で構成される団体であるということが書かれているところもあった。

したがって、この原のり新聞については明らかに後援会活動という側面を有していて、面積比による按分ではなく、按分割合２分の１を超える支出については違法である。

飯田満議員については、今回提出した資料、「せいじのみかた」というタイトルのもので、飯田満議員の川崎市議会報告がある。この市議会報告は２ページあるうち、１ページ分は飯田満議員の写真、大きな字で記載された飯田満議員の名前、プロフィールの２次元コード、川崎市役所の庁舎の最上階の展望デッキの案内で占められており、川崎市の市政に関する情報を伝える部分はない。また、残りの１ページにおいても飯田満議員の写真が掲載されている。これについては、先ほどの他自治体の裁判例などを踏まえれば、市民に対して活動実績や議員自身を印象づけることで支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動の効果も有している。調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有する一体的支出なので、按分により支出することが相当というべきであるという判断がまさに当てはまるものだ。

したがって、このような大きな写真を載せるなどというのは議員個人の宣伝、ＰＲに係る部分を相当混在しているというべきなので、飯田満議員について、この支出については、２分の１を超える部分は違法なものという判断がなされるべきである。

※請求人の請求内容を補足した陳述の要旨をまとめたもの

別紙３

関係職員の陳述（要旨）

資料に沿って、議会局の住民監査請求に係る考え方について説明する。

「１　政務活動費の概要」政務調査費は、平成１２年５月の地方自治法（以下「法」という。）の改正により制度化され、平成１３年４月から施行されることとなった。これは、地方議会の果たす役割がますます増大するという流れの中で、地方議会の活性化を図るため、会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、地方議会議員の調査研究活動基盤の充実を図ることとされたものである。その後、平成２４年に、従来調査研究活動として認められていなかった対外的な陳情活動などのための旅費や交通費、会議に要する経費などにも使途が拡大できるようにされ、名称も政務活動費と変更された。

川崎市議会では、平成１３年４月１日に「川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例」を施行して以来、数回改正を行い、令和２年６月３０日からは、政務活動費に係る収支報告書の市議会ホームページでの公開を開始している。

政務活動費の交付の対象、額、交付の方法、具体的に充てることができる経費の範囲については、法により条例で定めることになっている。本市では、法第１００条第１４項から第１６項までの規定に基づき、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」（以下「条例」という。）、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則」（以下「規則」という。）を制定し、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付している。

この政務活動費の制度は、会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、政務活動費が公金であることから、その使途について透明性の確保や市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

「２　政務活動費の性格」法第１００条第１４項は、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。」と規定している。

実際の会派や議員が行う調査研究その他の活動の内容を考えると、議会が、長その他執行機関を監視する責務を負っていることから、自ずと執行機関に対する批判や監視という性格となるものである。このことについて、平成２１年１２月１７日最高裁判所第一小法廷判決では、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある」とし、政務調査費条例は、「政務調査費の支出に使途制

限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、（中略）執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」と判示している。

また、平成２２年３月２３日最高裁判所第三小法廷判決での、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分がある」との判示を踏まえると、政務活動費は、法の規定に基づく条例、規則における使途基準の範囲内で使わなければならないことは当然として、政務活動費をどのように使用するかについては、会派及び議員の自主性を尊重し、その裁量に委ねるというのが、法及び条例の趣旨であると考えられる。

一方、政務活動費については、法第１００条第１６項で、議長が使途の透明性の確保に努めることが規定されているとともに、平成２６年１０月２９日最高裁判所第二小法廷判決では、「政務調査費によって費用を支弁して行う調査研究活動の自由をある程度犠牲にしても、政務調査費の使途の透明性の確保を優先させるという政策判断がされた結果と見るべきものである」として、使途の透明性の確保が議員の調査研究活動の自由より優先されることが判示されており、会派及び議員は、政務活動費の使途について、市民への説明責任を適切に果たし、使途の透明性を確保する必要があるものといえる。

「３　本市の条例、規則の内容」「(1) 交付対象及び交付額」条例第３条では、交付対象は、「会派」又は「会派と会派所属議員（交付対象議員）」の選択制とし、交付月額は、「会派」を選択した場合は、議員１人当たり４５万円、「会派と会派所属議員」を選択した場合は、会派分が所属議員１人当たり５万円、議員分が４０万円としている。

「(2) 会派及び議員の責務」条例第２条では、所属議員が１人である場合も含む会派及び議員は「政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない」と規定している。

「(3) 支出の基準」政務活動費の使途については、条例第１０条において、政務活動（調査研究、研修、広報、市民相談を含む広聴、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。）に資するため必要な経費に対して交付することとされており、具体的には政務活動費で支出できる経費を別表で示し、調査研究費から事務所費までの９項目を定めている。

「(4) 収支報告書等の提出と閲覧」条例第１１条では、前年度の交付に係る収支報告書を作成し、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類の写しを添えて、毎年４月３０日までに議長に提出しなければならないとしている。また、条例第１５条では、「収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、不開示情報（中略）が記録されている部分を除き、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない」とし、規則

第１４条では、「収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の６月３０日から、議会局において（中略）行うものとする」としている。

「(5) 交付の決定の取消しと返還命令」交付の決定の取消については、条例第１３条で、市長は、「政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定めに違反したものであると認めたときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し」、条例第１４条では、「既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする」としている。

「４　本市の運用指針の内容」本市の「政務活動費の運用指針」（以下「指針」という。）は、平成１９年度の「５万円以上の領収書の添付」を義務づける本市条例の改正に併せて策定されて以降、数回の改正を経て、令和８年度から現在の指針を適用している。

指針は、市長が定めたものではなく、本市議会の全会派から選ばれた議員及び無所属議員から成る政務調査費検討プロジェクトにおいて、会派、議員の政務調査費の支出に係る判断をする際の拠り所とするため、当時の他都市の運用指針や裁判例等を参考にしながら議論し作成したもので、今日まで会派、議員は、この指針を踏まえて政務活動費の具体的な支出について判断している。

なお、会派及び議員の調査研究活動及びその方法は多岐にわたるため、指針は全ての事例が網羅できているものではない。したがって、会派及び議員は、条例・規則の趣旨に沿って、裁判例等をも参考にしながら、個々の具体的な支出の適合性について総合的に判断していく必要がある。

「(1) 指針の特徴」指針では、領収書等を的確かつ分かりやすく整理し保存するため、全ての支出に対して、経費区分、支出年月日、支出先、使途内容等を記入する「支出伝票」を提出することにしており、そのほかに「支出伝票一覧表」、さらに支出の透明性を高めるために、支出伝票の記載だけでは支出内容が明確にならない場合には、「政務活動記録票」を作成するなど、収支報告書の提出に当たっては、多くの書類の提出が必要であり、結果として、会派及び議員の提出作業と、議会局の点検・確認作業がともに膨大なものになってしまうが、より透明性が図られているものと考えている。

「(2) 政務活動費の運用の基本的指針」「ア　政務活動について」普通地方公共団体の議会は、条例の制定、改廃等様々な議決権を有し、さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題等、広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付している。

「イ　実費弁償の原則」政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則としている。

「ウ　按分による支出」会派及び議員による「調査研究その他の活動（政務活動）」と、それ以外の政党活動、選挙活動、後援会活動などが渾然一体となって行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかでない場合は、全額を政務活動費によって支出することは不適当であり、他の活動の実績に応じて按分し支出している。

「エ　執行に当たっての原則」政務活動費の使途については、指針によるほか、会派又は議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び議員の責任において適正な執行に努めることとされている。また、政務活動費が公金であることから、使途内容等についての透明性の確保が求められているため、会派又は議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票などにおける説明の充実に努めることとされている。

「５　政務活動費の支出範囲と支出できない経費」指針では、条例第１０条別表の以下に示す９種類の経費区分ごとに支出の考えを記載している。また、政務活動費を充てることができない支出不可の経費も記載している。

「(1) 調査研究費」会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費である。

「(2) 研修費」会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費である。

「(3) 広報・広聴費」会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費である。

「(4) 要請・陳情活動費」会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費である。

「(5) 会議費」会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費である。

「(6) 資料費」会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費である。

「(7) 人件費」会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費である。

「(8) 事務費」会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費である。

「(9) 事務所費」会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費である。

「(10) 支出不可としている経費」は、「ア　せんべつ、慶弔、寸志、病気見舞、年賀状の購入及び印刷代金等の交際費的な経費」、「イ　党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会に参加するための旅費等の政党または政治団体の構成員としての活動に属する経費」、「ウ　会議、会合等の開催に伴う茶菓代以外の飲食に係る経費」、「エ　選挙活動に係る経

費」、「オ　後援会活動に係る経費」、「カ　私人としての活動に係る経費」である。

「６　政務活動費の事務の流れ」「(1) 交付申請」条例第５条では、会派の代表者及び交付対象議員は、政務活動費の交付を受けようとするとき、議長を経由して、市長に申請しなければならないとされている。

「(2) 交付決定」条例第５条では、市長は、交付申請があった場合において、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、議長を経由して、会派の代表者又は交付対象議員に通知しなければならないとされている。

「(3) 支出請求」規則第３条及び第８条では、会派の代表者及び交付対象議員は、毎月、政務活動費の請求を行うこととされ、交付は毎月１０日とされている。

「(4) 政務活動費の活用、整理・調製」条例第９条等では、政務活動費の交付を受けている会派、議員は、「交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。」とされ、政務活動費を使用する際には、支出伝票の作成、領収書等の整理、会計帳簿の記帳等を行い、四半期ごとに支出伝票、領収書、会計帳簿等の整理・調製を行うこととされている。

「(5) 収支報告書等の提出」条例第１１条等では、会派の代表者及び交付対象議員は、交付を受けた日の属する年度の翌年度の４月３０日までに、交付に係る収入及び支出についての報告書を支出に係る領収書その他の支出を証明する書類の写しとともに議長に提出し、議長はこれらの提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出することとされている。

「(6) 剰余金の返還」条例第１２条及び規則第１１条では、交付された政務活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行うとされている。

「(7) 議会局による点検・確認作業、閲覧準備」「７　議会局による点検・確認作業、閲覧準備について」で説明する。

「(8) 収支報告書等の閲覧」条例第１５条及び規則第１４条では、議長は、交付翌年度の６月３０日から収支報告書等を一般の閲覧に供することとされている。

「７　議会局による点検・確認作業、閲覧準備について」議会局による点検・確認作業では、会派及び交付対象議員から提出された収支報告書や領収書等により点検・確認を行うが、政務活動費の性格や本市の指針の策定経過から、その政務活動の内容自体を議会局が確認するものではない。このため、議会局では、会派及び交付対象議員から提出された収支報告書や領収書その他の支出を証明する書類を閲覧に供するに当たり、条例、規則の明白な違反、指針上の明白な誤りの確認のほか、書類の記載内容、充当金額や数字の転記・合計額等の誤りなどの経理内容、押印漏れ、添付書類の不備等の形式的要件の点検・確認を行っている。また、支出を証明する書類の提出に当たっては、市政の調査研究活動との関連性を明確に位置づけるために、書類上で自ら分かりやすく説明を行うように促す

とともに、多岐にわたる市政の調査研究活動が「調査研究に資するために必要な経費」であるかについては、条例、指針、裁判例等を参考にしながら、会派及び交付対象議員が自ら適正な判断を行っていけるように、サポートを行っている。

「(1) 四半期ごとの整理」会派及び交付対象議員は四半期ごとに、支出伝票や領収書、会計帳簿等の整理を行っており、この時点で書類の揃え方や記載方法等の問合せも多くある。

「(2) 収支報告書等の提出」会派及び交付対象議員は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の４月３０日までに収支報告書と支出に係る領収書その他の支出を証明する書類の写しを議長宛てに提出する。

「(3) 議会局による点検・確認作業、閲覧準備（５～６月)」、ア、収支報告書等の提出後、議会局での書類の点検・確認作業を、６月３０日の閲覧開始に間に合うように行う。なお、この点検・確認作業において、広報紙に関する支出があった場合には、指針では、広報紙等の作成及び印刷等については、内容により政務活動と関連性を個別に判断し必要な按分によって支出すること、広報紙については政務活動に明らかに関連しないものを除いて支出可能であること、政務活動と無関係な内容等が含まれている場合は紙面の面積に応じ適切に按分することとされていることから、当該会派又は交付対象議員から広報紙を見せてもらい、政務活動と明らかに関連しないものがある場合には、その按分率を確認している。また、事務所費では、政務活動事務所としての使用を議員本人に確認の上、議長宛てに提出される政務活動事務所台帳や賃貸借契約書の写しをもって事務所の使用を確認している。

令和７年度の政務活動費交付分では、市議会全体で６，４００件強の支出があり、その一件一件について、ミスを防ぐため複数人によるダブルチェックにより形式的要件の点検・確認を行っている。

イ、議会局による点検・確認作業が終了したら、情報公開条例に規定する不開示情報をマスキングするが、６，４００件強の支出の一件一件について、こちらもミスを防ぐために複数人によるダブルチェックにより作業を行っている。

「(4) 収支報告書等の閲覧」６月３０日から、一般の閲覧に供している。

「８　職員措置請求書の内容について」「(1) 石田康博、各務雅彦、野田雅之、松原成文、岩田英高、仁平克枝、三浦恵美、三宅隆介及び飯田満各議員に関するもの」ア、請求人が提出した職員措置請求書は、当該議員の広報・広聴費における広報紙に関する内容だが、指針では、広報紙等の作成及び印刷等については、内容により政務活動と関連性を個別に判断し必要な按分によって支出すること、広報紙については政務活動に明らかに関連しないものを除いて支出可能であること、政務活動と無関係な内容等が含まれている場合は紙面の面積に応じ適切に按分することとされており、当該議員の広報紙の内容については、議会局による点検・確認作業で確認している。

イ、当該議員の広報紙に議員の顔写真、プロフィール、事務所連絡先が掲載されているところに関して、川崎市議会議員の政務活動費について争われた横浜地方裁判所平成２４年１月１８日判決では、「もっとも、これらの広報紙には、文責主体に当たる自民党市議団の会派名のほか、会派を構成する構成員の写真、川崎市の広報などを転載して改めて情報を提供するものなども含まれているが、このような事項も、特定の会派に所属する者らとして、専ら議会活動及び市政に関する政策等を住民に知らせるとの内容を変質させるものではなく、社会通念に照らし相当の範囲である限り広報の目的を逸脱するものとはいえない。」、「それぞれ文書を発行した議員の事務所の連絡先や議員のプロフィールを掲載している部分については、当該文書の文責を明らかにし、作成した文書の内容等について意見等がある者に対し、その受付先を明示する機能を有するものといえ、この部分を殊更取り上げて、政務調査と関わりがないものということはできない。」と判示されている。また、同じく川崎市議会議員の政務活動費について争われた横浜地方裁判所令和５年７月５日判決においても、プロフィールに関して「議員のプロフィール情報は、当該議員の活動歴や関心事項等を端的に示すものであり、議員の活動がこれらを基盤として行われることも少なくないと考えられるから、議員の活動に対する市民の理解を深めることに資する情報ということができ、広報・広聴活動にとって必要な情報であるといえ、かつ、情報の発信者を特定・紹介する意味でも必要性のあるものといえる。」と判示されている。さらに、同じく川崎市議会議員の政務活動費について争われた横浜地方裁判所令和７年１０月２９日判決においては、「経歴は、その活動歴や関心事項等を端的に示すものであり、議員の活動に対する市民の理解を深めることに資する情報ということができ、広報・広聴活動にとって必要な情報であるといえ、かつ、情報の発信者を特定・紹介する意味でも必要性のあるものといえる。」、「顔写真についても、市政報告の主体である同人を特定する意味があるものである。同人の連絡先は、市政報告に関し連絡をする市民もいると考えられることから、市政報告と合理的な関連性があるものである。」と判示されている。

ウ、議会局では、当該議員から提出された支出伝票及び領収書等を点検・確認したところ、条例、規則の明白な違反、指針上の明白な誤りの確認のほか、書類の記載・押印漏れや添付書類の不備といった形式的要件を点検・確認し、違反・誤りや書類の不備のないことを確認している。また、個々の支出について、指針を踏まえた支出であることを当該議員から確認している。

「(2) 大島明議員に関するもの」アは、（１）のアと共通である。

イ、契約書等は、日付、金額、支出内容、相手先等が明確に判明するようであれば根拠書類とすることは可能だが、本来は領収書がその役割を果たすものであるため提出を義務づけられており、契約書等の提出義務はない。また、指針上、委託先業者の当該業務に関する技術・能力の証明や具体的な活動実績等についても提出義務はない。

ウ、川崎市議会議員の政務活動費について争われた横浜地方裁判所令和７年１０月２９

日判決では、「北斗に市政報告書の作成を依頼したのは、先輩議員からの紹介を受けて依頼してみて、質の高さから継続して依頼しているというものであり、選定理由が不明確であるとか、不自然・不合理であるということはできない。原告オンブズマンは、北斗は広告を出しておらず、印刷会社としての同社を発見するのは困難であるなどと主張するが、上記の選定経緯に鑑みれば、この点が選定理由に疑義を生じさせる理由とはならないし、本件支出１１及び１２によって作成された市政報告書をみても、市政報告書として十分な品質を有しているといえ、北斗が印刷業者として不適切であるともいえない。」、「北斗との打合せを通じて具体的な依頼内容が固まり、それを踏まえて最終的な見積もり等がされることも不自然とはいえないし、各見積書には見積もりの内容や単価等が記載されていることからすれば、委託内容が不明確であるということはできない。なお、原告オンブズマンは、」北斗代表取締役「が証人として出廷しなかったことを指摘して縷々主張するが、市政報告書の作成業務の質ないし委託内容とは何ら関係がなく、上記判断を左右するものではない。」、「原告オンブズマンは、費用について比較対象としている他の印刷業者について、その具体的な業務内容等を明らかにせず、北斗に対する委託費用の額と他の印刷業者の費用の中央値等の額とを単純に比較しているにすぎず、これをもって北斗に対する委託費用が社会通念に照らして高額であると評価することはできない。」、「市政報告書が作成されるまでの過程をみると、参加人大島が原稿案等を渡してから、北斗は市政報告書としてのレイアウトを一から作り上げた上で、その調整や市政報告書の内容を含めてアドバイス等をしながら、修正を重ねて完成させている上、市政報告（自由民主コロナ特集号）を除き折り加工等の作業賃も含むものであって、その業務内容を踏まえれば、委託費用が社会通念に照らして不相当に高額であるということはできない。」と判示されている。さらに、北斗代表取締役の人証の採用については、令和７年７月７日の令和３年（行ウ）第６６号等損害賠償請求等住民訴訟事件の期日において、裁判所が採用を取消した上で却下しており、横浜地方裁判所令和７年１０月２９日判決は原告から控訴されることなく、同年１１月１５日に確定している。

エは、（１）のウと共通である。

「(3) 末永直、橋本勝、原典之、本間賢次郎及び矢沢孝雄各議員に関するもの」ア、請求人が提出した職員措置請求書は、当該議員の広報・広聴費における広報紙に関する内容だが、指針では、広報紙等の作成及び印刷等については、内容により政務活動と関連性を個別に判断し必要な按分によって支出すること、広報紙については政務活動に明らかに関連しないものを除いて支出可能であること、政務活動と無関係な内容等が含まれている場合は紙面の面積に応じ適切に按分することとされており、当該議員の広報紙の内容については、議会局による点検・確認作業で確認している。また、指針では、各種の福祉・文化・スポーツ関係活動に係る地域公共的団体の総会等に参加する出席負担金（会費）は、意見・情報交換を行う場合において、広報・広聴費として支出可能であること、他団体が

開催主体の会合等に出席し、連続して行われる食事を伴う意見交換会等に要する会費については、上限金額の範囲内において支出可能とされており、当該議員の会費に関する支出の内容については、議会局による点検・確認作業で確認している。

イ及びウは、それぞれ（１）のイ及びウと共通である。

※関係職員の陳述の要旨をまとめたもの

別紙４

政務活動費に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

１　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 100 条

１～13　略

14　普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15　前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて議長に報告するものとする。

16　議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

17～20　略

２　川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成 13 年川崎市条例第 11 号）

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（会派及び議員の責務）

第２条　会派（所属議員が１人である場合を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。

（交付の対象及び額）

第３条　政務活動費は、議長に結成の届出があった会派及び当該会派の議員（次項の規定により 50,000 円の額を選択した会派に所属する議員に限る。以下「交付対象議員」という。）に対して交付する。

２　会派に対する政務活動費の月額は、450,000 円又は 50,000 円のうちから各会派が選択した額に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

３　交付対象議員に対する政務活動費の月額は、400,000 円とする。

４　第２項の規定により会派が選択した額は、当該選択した額に係る年度交付分については、変更することができない。

（交付の方法）

第４条　政務活動費は、規則で定める政務活動費の交付日（以下「交付日」という。）における会派及び交付対象議員に対して交付するものとする。

２　前条第２項の所属議員数は、交付日における各会派の所属議員数とする。

３　各会派の所属議員数の算定については、同一議員につき重複して行うことができない。

４　交付日において次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該交付日の属する月分の政務活動費については、当該事由が生じなかったものとみなす。

(1)　議員の任期満了

(2)　議会の解散

(3)　議員の辞職、失職、死亡又は除名

(4)　議員の所属会派からの脱会又は除名

(5)　会派の解散

(6)　議員の会派への加入

５　新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第１項の規定による申請があった場合で、当該申請のあった日が、その日の属する月の交付日前であるときは当該月分の政務活動費から、当該交付日以後であるときは当該月の翌月分の政務活動費から交付する。

６　一般選挙が行われたため、新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第１項

の規定による申請があった場合は、前項の規定にかかわらず、当該申請のあった日の属する月分の政務活動費から交付する。ただし、当該月分として、既に政務活動費が交付されている場合は、この限りでない。

（交付の申請及び決定）

第５条　会派の代表者（所属議員が１人である場合にあっては、当該議員をいう。以下同じ。）及び交付対象議員は、その年度における政務活動費の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。

（変更の届出）

第６条　会派の代表者及び交付対象議員は、前条第１項の規定により申請した事項について変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を市長に届け出なければならない。

（増額の申請及び決定）

第７条　前条の場合において、会派の所属議員の数の増加に伴い、政務活動費の増額の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者に通知しなければならない。

（減額等の決定及び通知）

第８条　市長は、第４条第４項第１号、第２号若しくは第５号に該当する事由が生じたとき、又は第６条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る変更が第４条第４項第３号若しくは第４号のいずれかに該当するときは、政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないこととすることができる。この場合において、所属議員が１人である会派の当該所属議員が同項第３号に該当したときは、同項第５号に該当するものとみなす。

２　市長は、前項の規定により政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないことを決定したときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。ただし、第４条第４項第１号、第２号又は第５号に該当する場合で、交付しないこととしたときは、この限りでない。

（経理責任者の設置等）

第９条　政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者１人を置かなければならない。ただし、所属議員が１人である場合は、当該議員がその職務を行うものとする。

２　交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第 10 条　政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う政務活動（調査研究、研修、広報、広聴（市民相談を含む。）、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。次項において同じ。）に資するため必要な経費に対して交付する。

２　政務活動費は、別表に定める政務活動に資するため必要な経費に充てることができるものとする。

（収入及び支出の報告等）

第 11 条　会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、前年度の交付に係る政務活動費の収入及び支出についての報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、毎年４月 30 日までに議長に提出しなければならない。

２　前項の規定により収支報告書を提出する場合においては、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類（以下「領収書等」という。）の写しを添えて、提出しなければならない。

３　議長は、前２項の規定による収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）の提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出しなければならない。

（剰余金の返還）

第 12 条　会派の代表者及び交付対象議員は、交付された政務活動費に剰余金が生じたときは、規則で定めるところにより、市長に返還しなければならない。

（交付の決定の取消し）

第 13 条　市長は、会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定めに違反したものであると認めたときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し、規則で定めるところにより、その旨を会派の代表者又は交付対象議員に通知するものとする。

（政務活動費の返還命令）

第 14 条　市長は前条の規定により、政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、規則で定めるところにより、会派の代表者又は交付対象議員に期限を定めて、既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする。

（収支報告書等の閲覧等）

第 15 条　議長は、第 11 条第１項及び第２項の規定により収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、不開示情報（川崎市情報公開条例（平成 13 年川崎市条例第１号）第８条に規定する不開示情報をいう。）が記録されている部分を除き、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない。この場合において、当該収支報告書等の写しの請求があったときは、その写しを交付しなければならない。

２　前項の規定による収支報告書等の閲覧に係る手数料は、無料とする。

３　第１項の規定による収支報告書等の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、その写しを請求する者の負担とする。

４　第１項の規定により収支報告書等を閲覧し、又はその写しの交付を受けた者は、それによって得た情報を適正に用いなければならない。

（準用）

第 16 条　第 11 条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が１人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第 11 条第１項中「代表者」とあるのは「代表者であった者（所属議員が１人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「前年度」とあるのは「会派が解散し、所属議員が１人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった年度」と、「毎年４月 30 日までに」とあるのは「速やかに」と、第 12 条、第 13 条及び第 14 条の規定中「代表者」とあるのは「代表者であった者（所属議員が１人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と読み替えるものとする。

（委任）

第 17 条　この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成 13 年４月１日から施行する。

附　則　略

別表（第 10 条関係）

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
１　調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
２　研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等

3　広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等
4　要請･陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5　会議費	会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6　資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7　人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8　事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費､事務機器･備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9　事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

3　川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則（平成 13 年川崎市規則第 16 号）

（趣旨）

第１条　この規則は、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成 13 年川崎市条例第 11 号。以下「条例」という。）の実施のため必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（交付日）

第３条　条例第４条第１項の規則で定める交付日は毎月 10 日とする。ただし、その日が川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第 16 号）第１条第１項に掲げる市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の前日を交付日とする。

２　条例第４条第６項（ただし書を除く。）の規定により政務活動費を交付する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、市長が指定する日を交付日とする。

（政務活動費交付申請書及び政務活動費交付決定通知書）

第４条　条例第５条第１項の規定による申請は、政務活動費交付申請書（会派用）（第１号様式）又は政務活動費交付申請書（交付対象議員用）（第１号様式の２）によるものとする。

２　条例第５条第２項の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（第２号様式）によるものとする。

（政務活動費交付申請事項変更届）

第５条　条例第６条の規定による届出は、政務活動費交付申請事項変更届（会派用）（第３号様式）又は政務活動費交付申請事項変更届（交付対象議員用）（第３号様式の２）によるものとする。

（政務活動費増額交付申請書及び政務活動費増額交付決定通知書）

第６条　条例第７条第１項の規定による申請は、政務活動費増額交付申請書（第４号様式）によるものとする。

２　条例第７条第２項の規定による通知は、政務活動費増額交付決定通知書（第５号様式）によるものとする。

（政務活動費減額等決定通知書）
第７条　条例第８条第２項の規定による通知は、政務活動費減額等決定通知書（第６号様式）によるものとする。
（請求書の提出）
第８条　会派の代表者及び交付対象議員は、毎月、当該月分の政務活動費について、川崎市金銭会計規則（昭和 39 年川崎市規則第 31 号。以下「金銭会計規則」という。）第 82 条の規定により請求書を提出しなければならない。
（支出の手続及び書類の保存期間）
第９条　条例第 10 条に規定する経費の支出は、会派にあっては会派の代表者の決定を経て経理責任者が処理し、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が処理するものとする。
２　経理責任者及び交付対象議員は、経費を支出したときは、領収書その他の支出を確認する書類（以下「支出確認書類」という。）を徴しなければならない。この場合において、支出確認書類を徴することができないときは、会派にあっては会派の代表者、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が作成する支払証明書（以下「支払証明書」という。）をもってこれに代えることができる。
３　経理責任者及び交付対象議員は、毎年度、会計帳簿を調製し、前項に規定する支出確認書類及び支払証明書を整理した上、これらを収支報告書を提出した日の属する年度の翌年度の４月１日から起算して５年を経過する日まで保存しなければならない。
（政務活動費収支報告書）
第 10 条　条例第 11 条第１項の規定による収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書（会派用）（第７号様式）又は政務活動費収支報告書（交付対象議員用）（第７号様式の２）によるものとする。
（剰余金の返還）
第 11 条　条例第 12 条の規定による剰余金の返還は、市長の発行する納付書により、速やかに行うものとする。
（交付の決定の取消通知）
第 12 条　条例第 13 条の規定により政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、取消しの内容及び理由を記載した書面により通知するものとする。
（返還命令）
第 13 条　条例第 14 条の規定による返還命令は、返還の期限その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。
２　条例第 14 条の規定による政務活動費の返還は、金銭会計規則第 52 条又は第 60 条の規定により行うものとする。
（収支報告書等の閲覧等）
第 14 条　条例第 15 条第１項の規定による収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の６月 30 日から、議会局において休日を除く日の午前８時 30 分から午後５時まで行うものとする。
２　前項の収支報告書等を閲覧する者は、当該収支報告書等を汚損し、又は破損することがないようにしなければならない。
３　条例第 15 条第３項に規定する収支報告書等の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。
（準用）
第 15 条　第９条第３項及び第 10 条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が１人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第９条第３項中「経理責任者」とあるのは「経理責任者であった者（所属議員が１人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と読み替えるものとする。

附　則

この規則は、平成 13 年４月１日から施行する。

附　則　略